



JAバンク

あさか野農業協同組合

=JAあさか野をもっと知っていただくために=



2023

ディスクロージャー誌

プロフィール

(令和5年3月31日現在)

あさか野農業協同組合 (JAあさか野(愛称))

設立日	平成10年10月1日
本店所在地	埼玉県朝霞市大字溝沼466番地
出資金	8億52百万円
店舗等の状況	本支店 6店舗 総合相談センター 1店舗 ライフサービス 1店舗 経済配送センター 1店舗 農産物直売センター 2店舗 資材倉庫 7か所
職員数	181名

・総資産	3,074億58百万円
・貸出金	1,509億21百万円
・貯金*1	2,880億55百万円
・純資産	177億40百万円
・経常利益	11億32百万円
・当期剰余金*2	8億32百万円
・自己資本比率(単体)	12.97%

*1 貯金とは、銀行等の預金に相当するものです。組合では利用者側に立った「貯える」という考えで使用しています。

*2 当期剰余金とは、銀行等の当期純利益に相当するものです。

目 次

	ページ
ごあいさつ	2
JA 綱領	4
経営方針	5
JA あさか野と地域社会	8
農業振興活動	9
地域貢献活動	10
リスク管理の状況	12
自己資本の状況	16
トピックス	17
【資料編】	19
JA あさか野の沿革（あゆみ）	77
店舗等一覧	81
開示項目一覧	82

ごあいさつ

組合員並びに地域の皆さまには、平素より私どもJAあさか野をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当JAは第25期の決算を迎えました。本ディスクロージャー誌では、令和4年度の当JAの業績、経営課題への取組みや経営方針などをご紹介します。本誌を通じて皆さまの私どもに対するご理解を一層深めていただけましたら幸いです。

昨今の日本経済は、ウィズコロナへの移行を背景に、経済活動の正常化による内需の増加、インバウンド需要の回復等により、持ち直し傾向にあります。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化はエネルギーや原材料価格の高騰を引き起こしており、これに加え円安が進んだ事で記録的な物価高をもたらしています。

農業情勢においては輸入依存度が高い化学肥料原料・飼料等の生産資材の価格上昇の影響を受けながらも、生産コストの上昇を農畜産物の価格に転嫁できていない状況が続いており、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。一方で、食料安全保障に対する関心が高まる中、政府による食料・農業・農村基本法について制定後初めての見直しの検討が行われる等、改めて国内農業の生産基盤強化への取組みが進められています。

このような環境の中、JAあさか野は自己改革の実践として「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」のさらなる挑戦、「地域の活性化」への貢献の活動方針に基づき、農産物等の移動販売の拡大、農産物直売センターでの販売拡大、ネット販売の取組み、管内生産者から買い入れたお米の販売についての法人との大型契約、肥料価格の高騰対策として助成金による農業者の支援等に取組みました。また、農業と地域住民を繋ぐ活動として体験型農園、収穫体験等により地域住民が地域農業とふれあう環境の場を提供してまいりました。総合事業の強みを発揮するため、全ての事業は相談業務を中心に活動することを念頭に置きながら、コンサルティング活動による訪問活動、一支店一協同活動、組合員組織支援については感染防止対策を図りながら取組みました。支店等再編整備は、これらの組合員の高度化する多様なニーズへ対応するため支店機能・相談機能の強化を目的とし、令和5年6月に新和光支店のグランドオープンを迎え、5支店体制が整いました。今後、経営の効率化を進め、ますます地域コミュニティの場となるよう店舗運営を行ってまいります。

指導事業は、TAC（営農経済渉外担当者）を中心として、認定農業者や担い手経営体への個別訪問による提案を実施し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に取組みました。また、収穫体験、学童農園を通じ地域の活性化に努めてまいりました。

信用事業は、JAバンク基本方針の遵守に基づく健全経営の取組み、コンプライアンス態勢の強化に努め、自己運用強化を図るため運用原資の調達に取組み、貸出強化プランを着実な実践として農業資金・事業資金等の需要に積極的に対応し、組合員の皆さまの深いご理解、ご協力をいただいた結果、貯金残高は2,880億55百万円、貸出金残高は1,509億21百万円のご利用をいただくことができました。年金友の会については、会員数は8,831名（3月末現在）となっており、農業資金については、担い手農業者の所得増大、農業生産拡大等の成長に向け利子助成・保証料助成を利用した「JA農機ハウスローンダブル応援」を展開するとともに、農業経営支援対策資金を新設し、農畜産物の生産維持安定に寄与させていただきました。また、資産形成・運用ニーズへの対応として、資産形成・運用を担う人材の育成、顧客向けセミナーの開催に取組み、資産形成の知識向上に努めました。

共済事業は、組合員の皆さまのご理解ご協力により、長期共済新契約335億62百万円のご契約をいただき、埼玉県下では最長の62年連続目標達成をすることができました。共済友の会については、5月

に第10回チャリティーゴルフ大会を開催し、参加者からの募金は共済連を通じ（財）埼玉県農協福祉事業団へ寄付を行い、管内小学生の交通安全を目的として各小学校に横断旗を寄贈し、地域の子供たちが安心して通学できる環境を目指した取組みを実施しました。また JA 共済地域農業活性化助成金を利用した旬の収穫体験ドライブラリーを2回開催し、地域住民へ対して農業の大切さを感じていただきました。

経済事業は、購買品取扱高 10 億 31 百万円、販売品取扱高 6 億 48 百万円の実績を挙げることができました。農産物直売センターは、多くの消費者へ安全、安心、新鮮な地場農産物を直接販売するだけでなく「生産者と消費者の交流の場、生産者の仲間づくりの場、地域農業の情報発信の場」としても大いに活用され、引き続き地域の皆さまにご利用頂いております。生産者の高齢化に伴い労働力軽減のため、集出荷場活用の継続的な促しをしております。

資産管理事業は、「次世代総点検運動の展開」により、454 軒の組合員宅に訪問し、事業承継や次世代担い手確保等の将来の展望等について組合員と対話を行い、対話の中で課題が見つかった先に対して「財産診断作成支援」「遺言書作成支援」「養子縁組」「生前贈与」等の解決策の提案に努めました。また、相続税対策等の支援、資産活用の提案、農地保全の支援等への取組強化として、資産管理事業の先進 JA である JA 世田谷目黒へ7人目となる職員を外向させ、人材の育成に努めました。近年増加している農地保全へのニーズに対しては、農業体験農園・市民農園の開設支援等に取組みました。JA あさか野資産管理部会連絡協議会主催により、令和4年7月に税務セミナー、令和5年1月に法務セミナーを、それぞれ開催しました。会場に足を運ばなくても講演をご覧いただけるよう、当組合のホームページに各セミナーの講演動画を掲載して情報提供に努めました。

生活相談事業は、女性部の協力により高齢者福祉活動（おたのしみ交流会）や食農教育の一環として、児童向け「夏休みこども村」や地域料理教室、出会いの場を提供する婚活イベントを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、計画していた事業の大半を実施できず、組合員と地域の皆さまの安全を守るため次年度に見送ることになりました。そのなかでも、生活習慣病検診などの福祉・健康に関する取組みや女性部活動については中止・中断との選択肢もあるなか、何とか工夫して実施出来るように対策に取組みながら実施しました。

また、昨年度に引き続きスマートフォン教室を開催し、デジタル時代に対応した生活支援活動を行いました。

農政対策委員会の活動については、組合員アンケートを実施し回答結果に基づき取りまとめた組合員の要望を踏まえ、JA あさか野資産管理部会連絡協議会と連携し、「資産課税の軽減等に関する陳情書」を各4市の市長及び市議会議長に提出しました。農業経営の更なる支援と都市農地が持つ機能として災害時の防災空間を確保する役割や農業体験・交流活動の場などを提供し、農業への理解を醸成する役割などの多面的な機能を有する都市農地を維持することの重要性を行政に働きかけています。

JAあさか野は、一丸となって総合事業の特性を發揮した質の高いサービスを提供する協同組合を創り上げてまいりますので今後とも一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

代表理事組合長

高橋 均

J A 綱領

1 . J A 綱領

J A 綱領とは、J A グループが活動を展開するにあたり、J A グループの価値観であり、基本的姿勢を示したものです。J A あさか野は、「J A 綱領」を最も根本となる理念と位置づけ、遵守しています。

J A 綱領 —わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

2 . J A 綱領の解説

J A 綱領は、J A の組合員、役職員が次の5つの対象に対して社会的役割・使命を果たすことを宣言したものです。1番目が消費者に対して、2番目が地域住民に対して、3番目が事業の利用者に対して、4番目が出資者に対して、5番目が協同活動の担い手に対して、となっています。

- ① 農業協同組合として農業を振興して、新鮮で安全な食糧（「食」）を安定供給する機能と自然環境（「緑と水」）が有する公益的な機能を守り、「消費者」と国民の期待に応えていくこと。
- ② 緑豊かな地域循環型の環境づくり、地域の伝統文化や食文化の堅持とともに新しい地域文化の創造、農とのふれあい等を通じて、「地域住民」の生活を支援していくこと。
- ③ J A の「事業・活動への参加者（利用者）」の結集（「連帯」）と、他の J A、連合会や協同組合との「連帯」を力にして、適正な価格による質の高い商品とサービス（「協同の成果」）を実現し、人のふれあいを添えて「事業・活動への参加者（利用者）」に提供していくこと。
- ④ 「出資者」が管理する「自主・自立」の組織として、自己責任経営のもとで「出資者」やその代表によりの確に管理監督できる「民主主義」が有効に機能する情報開示（信用の確保）、安定した財務構造の確立、企業家精神を鼓舞した積極的な挑戦（「健全な経営」）を実践することで、役職員・経営方針・施策などの「信頼」を高めていくこと。
- ⑤ ①から④までに掲げた価値観（「協同の理念」）に賛同（堅持）する組合員、役職員、地域住民の仲間とともに、広く情報を収集し、ともに学び、J A の活動に積極的に参加することを通じて、一人ひとりの自己実現の欲求を充足し、「生きがい」や働きがいを将来に向かって追及すること。

経営方針

1. 経営理念

JAあさか野は、組合員をはじめ地域住民の幅広いニーズに応え、信頼度において地域No.1を目指す。

2. パーパス（地域での存在意義）

「食と農」、「協同のちから」で豊かで安心な地域の未来を築く。

3. 基本方針

JA運動の一層の強化と自己改革の実現に向けて『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の3つの柱を引き続き基本目標とし、『持続可能な農業・地域共生の未来づくり』をメインテーマとし、1. 持続可能な食料・農業基盤の確立 2. 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立 3. 不断の自己改革の実践を支える経営基盤の強化 4. 協同組合としての役割発揮を支える人づくり 5. 「食」「農」「地域」「JA」にかかる地域住民理解の醸成 6. 持続可能は社会実現に向けたSDGs達成への貢献、を基本姿勢として事業を展開してまいります。

4. 事業方針

指導事業については、持続可能な農業基盤の確立に向けて、営農経済渉外（TAC）を中心に「次世代総点検運動」を展開し、事業承継の担い手支援、新規就農者支援、農業経営支援等を強化することにより、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に努めてまいります。また、地域農業の振興、安全・安心な農畜産物の供給のため、生産工程管理・記帳運動の実践に取組むとともに土壌診断に基づく適正施肥の提案等、トータル生産コストの引き下げを含めた営農支援活動を行なってまいります。さらに、女性部・青年部の自主的な組織活動を支援し、JA運営及び協同組合運動への参画を促進します。都市農業等の評価や地域コミュニティの重要性が高まる中、市民農園・学童農園や「食」「農」「地域」に関する収穫体験イベント等に取組み、広報活動を強化することにより地域の活性化及び理解醸成を図ってまいります。

経済事業については、農業の適正使用、土壌診断、情報の提供等による積極的な提案活動を展開し、トータル生産コストの低減、環境に配慮した生産支援等に取組んでまいります。集出荷場の利用拡大に取組み、生産者の労働力の軽減や生産コストの削減に努めます。また、経済配送センターの配送業務の効率化や支店の経済機能の充実に取組み、効率化と活性化を図ります。さらに、農産物直売センターの機能を発揮し、業務改善等に取組み、経済事業の収支を改善してまいります。

宅地等供給事業（資産管理事業）については、全部署による相続相談の強化を図り、相談業務を中心とした事業間連携を実施します。都市農地の振興や組合員の資産保全・運用・管理等の一環として、渉外担当者による提案型推進活動やTACと連携した農業承継等への対応に取組み、組合員とwinwinの関係を築き上げる活動へと挑戦します。また、資産管理部会の積極的支援に努めてまいります。

信用事業については、「JAバンク基本方針」に基づき、経営の健全性・透明性確保を前提とし、組合員・利用者の目線に立ち、組合員・利用者に必要とされ、農業・地域に貢献する存在として、様々なニーズに応えるための提案・相談活動にシフトし、JAの存在価値を確立いたします。また、早期警戒制度への対応や自己資本比率に注視しながら、「適正な事業規模・体制による環境変化に対応した経営基盤と内部管理態勢を構築することにより持続的な収益構造の確立を図るべく取組んでまいります。

共済事業については、全契約者・組合員への活動として、3Q訪問活動・3Qコールを中心とした保障点検活動を実践し、生命保障を中心とする保障提供への取組みを行い、新たなJAファンづくりに向け農業・地域の取組みに貢献する次世代・次々世代層とのつながりを強化し「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の確立に努めてまいります。

催事事業については葬儀の幅広いニーズにお応えし、施行を通じて感謝され法要などのアフターケアや関連部署との連携による相続相談から次世代との繋がりを確保し、各事業への利用拡大を図るための活動を行ってまいります。

5. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組織であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

◇経営管理方針

(1) 経営管理の重点事項

- ① 総合事業を運営する協同組合としての社会的使命を果たすため、マネー・ローダリング、テロ資金供与、振込詐欺の防止及び不祥事等の未然防止の徹底を経営上の重要な課題と位置づけ、3線管理（現業部門、リスク管理部門、内部監査部門）による堅実な業務運営に取組み、コンプライアンス態勢の強化を図ります。また、災害、ウイルス感染拡大等、不測の事態に備えた事業継続計画（BCP）に取組みます。
- ② バーゼルⅢの改正、自己資本規制の強化等により経営の継続に必要な自己資本比率の低下、また、早期警戒制度の見直しによる将来にわたる収益性の確保が重要な課題となっています。令和4年度からは不良債権等のリスクを加味したストレス負荷後の自己資本比率について、一定水準の維持に注力した収支シミュレーションを踏まえ業績評価指標を設定し、より一層自己資本の増強を図るため、事業収益の改善、特に経済事業等の収益改善に取組み、財務基盤の強化を図ります。
- ③ 改正農協法への対応として、引き続き監査法人の監査を実施し、リスクを低減させるため内部統制文書のさらなる定着等、内部統制整備の向上を図るとともに経営陣による攻めと守りのガバナンスによる内部管理態勢の高度化に努めます。
- ④ 事業計画に基づいた月次管理及び場所・部門別損益の分析やVR分析、KPI検証等、PDCAの態勢強化を図り、収益管理等を徹底します。
- ⑤ 新たなJAバンク基本方針及び新BIS規制等を遵守し、経営管理、統合的リスク管理等の高度化に取組み、経営基盤の強化に努めます。また、人材の育成・能力が発揮できる態勢、ICT等の活用、働き方改革等に取組み、効率性・生産性の向上を図ります。
- ⑥ 持続可能な農業の実現として消費者の信頼や実需者のニーズに応え、安全・安心な地域農産物を安定的に供給できる仕組み、機会を創出して持続可能な地域農業を確立し、農業者の所得増大を図ります。
- ⑦ 人口減少・高齢化による組合員の事業承継や相続等の取組み、組合員との対話を進め、メンバーシップ強化、准組合員の意思反映への取組みを実践して組織基盤強化を図ります。
- ⑧ 地域との接点として「農」を通じたイベント等の開催により地域住民・関係人口とのコミュニケーションを図り、地域の活性化や地域との結びつき強化を図ります。
- ⑨ 「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」として組合員の声に応えながら、持続可能な地域農業・地域社会づくりに取組み、事業活動が与える多面的な影響にも配慮しながら地球的視野に立ち、みどりの食料システム戦略、SDGsに取組んでいきます。

(2) 支店等再編整備の店舗運営

自己改革の柱の一つとして取組んでおります支店等再編整備は、令和元年度に5支店体制が完了、令和5年6月の新和光支店グランドオープンを迎え、支店・センターはさらなる地域コミュニティの拠点として組合員のニーズ及び社会環境の変化に応じた能動的な店舗運営を目指します。さらに、場所・部門別損益管理の実施により適正な人員配置に努めるとともに、総合事業の特性を發揮し、事業を横断した連携による組合員のコンサルティングに取組み、店舗の効率的な運営とサービスの向上を図ります。

また、今後は老朽化施設への対応や旧店舗跡地の活用、経済事業施設の見直し等を進めてまいります。

(3) 組合員及び役職員の教育訓練の基本方針

- ① 高齢化社会の進展や、災害、ウイルス感染、資源エネルギー高、円安等のリスクが増大している現代においては、安心して暮らせる社会を築くことが重要になっております。JAは助け合いの組織であり、地域に密着した組織であることから、時代の要請に応える組織として、組合員の意思反映、運営参画に取組み「わがJA」意識の向上により一層努め、組合員と共に協同活動を積極的に進めることにより、「食と農」を基軸とした地域の活性化に取組んでまいります。
- ② 役職員については、業務遂行上必要な知識・経験を得るため、専門職員によるOJTの実施、各種研修会等への参加や資格の取得を促し、事業承継支援、営農支援、税金対策、資産活用等の相談（コンサルティング）業務等、協同組合理念に根ざした職員を養成し、事業と事業をつなぐコミュニケーションを深め、組合員の良きパートナーとなれるよう対話を通じて価値創造を担う協同組合人の育成に努めます。

(4) 資産管理事業に関する組合員ニーズへの対応

資産管理部会への加入促進と活動支援の強化に取組みます。

次世代総点検運動の展開により組合員との対話を増やし、事業承継や次世代担い手の確保に努めます。また、環境変化に伴う組合員のニーズに応えるため、支店、総合相談センター、ライフサービス、信用事業部門、TACと連携し、全ての業務は相談業務を中心に活動することで、JAの総合力を發揮して農地等の資産の保全、活用、相続等を含めた総合的支援に取組み組合員の大切な資産を守り続けます。そして、総合相談センター職員によるOJTの実施等に取組み、支店を主体とした相談業務受託体制の構築及び人材育成を図ります。

(5) 女性部・青年部によるJA運営参画

女性部の健康福祉活動等と青年部の農業経営及び農業振興等の活動支援を強化し、若年層への積極的な声掛けによる新規部員の加入を図り、組合員組織の更なる活性化を図ります。また、JA運営及び協同組合運動への参画を促進し、女性部協賛によるSDGsへのさらなる取組みを強化しました。今後も組合員・部会員の満足度向上と地域社会への貢献に努め、持続可能な組織運営を図ります。

JA あさか野と地域社会

JAあさか野は、朝霞市、志木市、和光市、新座市を区域として、農業者を中心とした地域住民の方々
が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営
される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAでは、皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を原資として、資金を必要とする組合
員の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開し
ています。

JAあさか野は、組合
員の皆さまや地域のお
客さまの着実な資産づ
くりのお手伝いをさせ
て真いています。

組合員の皆さま・地域のお客さま

うち組合員数: 14,833 人

※JAにおける「組合員」とは？

地区内にお住まいや勤務の方は組合員になる資
格があります。また、組合員以外のお客さまへも
一定の範囲内でJAのサービスをご利用頂けます
ので、お気軽にお声掛けください。

地域からの資金調達の状況

当JAでは、お客さまのニーズにお
応えるため、懸賞金付定期貯金や優
遇金利定期貯金（期間限定）など特徴
ある商品をご用意していますが、今後
も新商品の開発やサービスの一層の充
実に努めてまいります。
懸賞金付定期貯金キャンペーン
年金友の会限定定期貯金・定期積金
子育て応援金利上乘せ定期・定期積金

貯金・積金残高

288,055 百万円

出 資 金 852 百万円

貯 金 ・ 積 金 288,055 百万円

JA あさか野

常勤役員 187 名
店 舗 数 6 店
ATM 設置台数 10 台
総合相談センター 1 店舗
ライフサービス 1 店舗
経済配送センター 1 店舗
農産物直売センター 2 店舗

貸 出 金
支 援 サ ー ビ ス
営 農 支 援

地域への資金供給の状況 (貸出金に関する事項)

お客さまからお預かりした大切な貯
金・積金を、資金を必要とされている
組合員、地域にお住まいの方や事業者
の方々に資金を適正に供給し、農業や
地域経済の活性化に寄与しています。

貸出金残高

150,921 百万円

組 合 員 143,940 百万円
地 公 体 等 3,775 百万円
そ の 他 3,205 百万円

*制度融資の実績

農業近代化資金 33 百万円

*農業支援融資商品

営農ローン、担い手応援ローン

他

*住宅ローン、マイカーローン等個人
向けローン各種ご用意しています。

*子育て応援金利優遇住宅ローン・マ
イカーローン

*貸出金には貸出留保金を控除してお
ります。

文化的・社会的貢献に関する 事項（地域との繋がり）

(1)「地域との共生」を基本理念に小
さな活動からを合言葉に、文化的・社会
的貢献活動を展開しています。

(2)安全・安心な地域農産物を提供する
ためJAによる農産物直売センターを
開設しています。

(3)広報誌「あさか野」やホームページ
を通じて情報提供やご意見を承ってい
ますので、ぜひご利用ください。

<https://www.ja-asakano.or.jp>

貸出金以外の運用

に関する事項

安全性と流動性を重視した安定収益の
ためJA県信連預金や国債等の有価証券
で運用しています。

JA 県信連等預金残高 130,122 百万円
有 価 証 券 残 高 13,760 百万円

組合員の皆さま・地域のお客さま

※計数は、令和5年3月末現在です。なお、記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
※記載内容、商品についてご質問がございましたら、お気軽にお声掛けください。

農業振興活動

農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた取組み

当JAは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、地元農産物の移動販売や、行政、商工会と連携したイベントの開催等、販路拡大に取り組んでいます。

また、農業生産の拡大、高度化ならびに農業経営の安定化等に取り組む組合員に対し、農業支援事業助成金の交付、生産者向けの各種研修や作付・栽培指導、肥料価格高騰の影響を受けた生産者へ向けた価格高騰分の一部支援等、組合員の農業経営の安定化への支援を行っています。

さらに、生産資材価格の引下げを実現するため、競合するホームセンター等の価格を定期的に調査し、同等でJAの取扱価格が高い場合には、全農を含めた仕入先との価格交渉を行い、弾力的に価格設定を見直す等、価格低減に向けて積極的に取り組むと共に、肥料の自己取り特別価格での販売、農機展示会の開催等を実施し、農産物の生産性の向上に取り組んでいます。

これらの取組みについては、平成29年1月より「営農だより」を創刊し、営農に関する最新情報や活動内容など様々な情報を発信しています。

農業の担い手育成に向けた取組み

当JAは、「新たな食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）を踏まえ、将来の農業の持続的発展に向けて、担い手農業者の育成に積極的に取り組んでいます。

平成28年12月には、「JAあさか野青年部」を設立し50歳未満の農業後継者を中心に更なる地域農業の発展を目指すとともに、S-GAPの認証及び農場評価制度の周知、TACによる農業経営管理支援、新規就農者向けの農業技術研修会等、営農相談活動を強化し、JA埼玉県担い手サポートセンターと連携した担い手ニーズへの個別的な対応を図ってまいります。

また、担い手農業者の経営課題への助言や設備資金等の資金需要に金融面から対応するため、「担い手金融リーダー」の設置、JA農業資金（担い手応援短期）の設定やJA農機ハウスローンの金利引下げ応援等、担い手ニーズに合致した金融サービスの提供に取り組んでいます。

地域貢献活動

社会的責任や社会的貢献に対する考え方

当JAは指導事業、購買事業、販売事業、貯金や融資等の信用事業から共済事業など、各種事業の展開を通じて、組合員の皆さまへの奉仕はもとより、地域の皆さまに様々な事業機能やサービスを提供することにより、農業や地域経済社会の健全な発展に寄与することで社会的・公共的使命を果たしています。

また、当JAは、地域社会の一員としての責任を自覚し、地域の各種行事や催事等への参画やJAの社会・文化的活動をとおして、少しでも地域社会の発展や活性化のお役に立ちたいと思っています。

今後とも協同組合運動の理念である「一人は万人のために、万人は一人のために」を念頭におき、より良き地域社会人として、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまと一緒に歩んでいきたいと思っています。

「防犯のまちづくりに関する協定」を締結

地域防犯について、当JAでは新座市と新座警察署、及び朝霞市、志木市、和光市と朝霞警察署において「防犯のまちづくりに関する協定」を締結し、また、埼玉県、埼玉県警、県中央会においても防犯協定を締結し、JA全体で防犯運動に参加し、安全・安心で快適な生活環境への一助となれるよう取り組んでいます。

「こども110番の家」防犯活動の取組み

当JAでは地域防犯への協力活動の一環として、各店舗に「こども110番の家窓ロステッカー」を貼付、子どもや高齢者などが犯罪に遭遇したときの避難場所として機能させ、地域防犯活動に取り組んでいます。

埼玉県地域防災サポート企業・事業所に登録

企業が、地震等の大規模災害時に地域と連携して、防災・救援活動等を実施することを目的に埼玉県と地域防災サポート企業として登録しました。

「災害時における防災協定書」を締結

地震等自然災害の発生時における人的・物的支援などの協力体制について、朝霞市、志木市、和光市、新座市と事前に同協定を締結することで、災害時における組合員及び地域住民への支援体制の強化に取り組んでいます。

「食品等の寄贈に関する協定書」を締結

地域福祉の推進とフードロス削減を目的とし、志木市と食品等の寄贈に関する協定書を締結し、職員、組合員及び利用者へ呼び掛け、食品等の寄贈を行っております。

「いつでも、どこでも炊き出し訓練応援隊」事業への参加協力

県が実施する「いつでも、どこでも炊き出し訓練応援隊」事業に、当JAは「炊き出し訓練応援隊」として登録し、各自治会からの要請に応じて精米の無償提供を行っております。

献血活動

当JA役員による社会貢献活動として献血活動に取り組んでおります。また、平成23年9月、埼玉県赤十字血液センターに「献血サポーター」参加団体として登録しました。

税務相談会、法律相談会、年金相談会を開催

毎月組合員に向けた税務相談会、法律相談会、年金相談会を開催しています。

「高齢者等見守り協定」を締結

高齢者等が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに日常生活における問題を早期発見することなどを目的とする高齢者等見守り協定を新座市・朝霞市・志木市と締結しております。

認知証サポーター

「認知症サポーター」は、厚生労働省が「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、認知症になっても安心して暮らせる町をつくることを目指し、埼玉県では平成18年度から各地域で養成されております。当JAにおいても、職員研修の一環として認知証サポーター養成講座の受講に取り組んでおります。

地元農産物の移動販売

当JAは、旬の野菜や加工品の移動販売を朝霞支店・野火止支店・新座支店朝市、新座栄四丁目商店会、志木支店いろはやさい市、和光市駅前軽トラ市など販売先を拡大し実施しています。移動販売の詳細情報（開催場所・営業時間）は、JAあさか野広報誌やホームページ等で公開しています。

健康・福祉活動

当JAは、組合員・家族の健康を守る活動として、生活習慣病検診、健康教室、などの健康管理活動に取り組んでおります。

横断旗を贈呈

当JAは、(財)埼玉県農協福祉事業団と共催し、児童の安全を守る交通安全活動の一環として、管内行政に道路横断旗を寄贈いたしました。

次世代との共生をめざす

明日を支える子供たちが、農業や自然にふれあえる「収穫体験」「田植え指導」を開催し、子供たちが農業を通じて自然や食料の大切さを学ぶお手伝いをしています。



リスク管理の状況

1. リスク管理の基本的な考え方

経済・金融の各種商品やシステムの複雑化と高度化が一段と進展し、IT技術の進歩が社会に大きな変革をもたらすようになった今日、JAを取り巻く経営環境は急速に変化しています。また、規制緩和の進展により、業態を超えた提携や異業種からの金融業務参入など、競争がますます厳しさを増しています。そのため、JAが抱えるリスクはかつてないほど大きく幅広いものとなっています。

JAが抱えるリスクには、信用リスクや市場リスクのように経営環境によるリスクと、事務リスクや情報資産リスクなどのように業務活動に伴い必然的に発生するリスクとがあります。JAは、とるべきリスクと回避すべきリスクとを的確に見極めて、安定的な経営を確保する必要があります。

当JAでは、JAバンクの基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種のガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。

また、これらのリスクを総合的に管理、コントロールすべく、経営層をメンバーにした各種の委員会・会議等で組織横断的な協議ができるリスク管理体制としています。

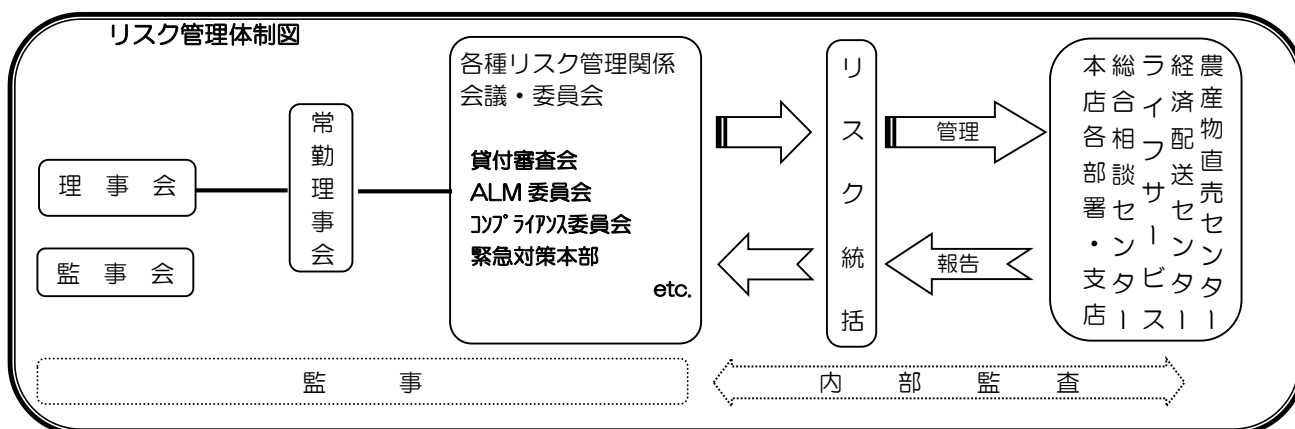
このように、当JAをご利用する皆さまが安心してお付き合いいただけるJAをめざして日々リスク管理態勢の向上に努めています。

リスク管理体制等

当JAでは、各種委員会・会議等でリスクの状況を検証するとともに、リスク管理・運営に関する方針を審議し、理事会で決定しています。

また、信用リスク管理の充実を図るための審査課を設置するとともに、コンプライアンス担当部署を設置し、オペレーショナル・リスクへの対応強化を図っています。

信用（金融）業務の多様化・複雑化や経営環境のグローバル化により、管理すべきリスクも急速に多様化・複雑化しています。このリスクをコントロールして安定的な経営を確保することが重要な課題となっています。さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。



● 信用リスク管理（信用リスク：与信取引先の財務状況悪化等により損失を被るリスク）

当JAでは、資産の健全性を維持・向上させ、組合員・地域の皆さま方に積極的な事業運営をしていくことを最重要課題としています。規程に基づく自己査定制度を根幹に、融資（推進）と審査とを分離した個別案件の審査・与信管理により牽制が働く体制としています。また、貸出資産全体からのポートフォリオ管理を行い、信用リスクが集中しないよう適切な管理を行っています。さらに、経営陣を含めた貸付審査会を開催して重要案件を審査しています。

この審査体制を支える人材の育成については、融資・審査業務の専門家の育成とともに、各役職務に応じた実践的な教育研修プログラムを実施し、体制の強化に努めています。

● 市場リスク管理（市場リスク：金利、株価等の変動により損失を被るリスク）

当JAでは、このリスクに対しては、運用方針と資金バランスの適切な把握が最も重要であると考えています。よって、運用は、安全性と流動性を重視し、金利変動のヘッジ及び安定収益を確保するための資金ポートフォリオの構築という基本方針や取引極度を経営陣により決定し、定期的報告を実施するとともに、経営陣を含めたALM委員会等では、運用・調達構造の点検をして財務内容の安定に努めています。

また、運用においては、取引執行部門と事務・オペレーション部門とを分離し、牽制が効果的に働く体制を構築しています。

● オペレーショナル・リスク管理

（オペレーショナル・リスク：内部管理上の問題や外部要因により損失が発生するリスク）

当JAでは、オペレーショナル・リスクを、流動性リスク、事務リスク、情報資産リスク、人事労務・不正に係るリスク、法務・コンプライアンスリスクに係るリスク、災害に伴うリスク、評判リスクなどを含む幅広いリスクであると認識するとともに、このリスク管理がお取引いただく皆さまとの日々の信頼関係を築く上で最も基本となるものと考えています。

当JAでは、このリスクを適切に認識・コントロールする体制の整備・充実に積極的に取り組んでいます。

○ 流動性リスク管理：流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクです。当JAでは、資金調達の構成や資金の流動性をALM委員会で点検し、適正な資金流動性を確保しています。また、系統JAグループ全体で対応する体制も整えています。

○ 事務リスク管理：事務リスクとは、役職員の誤った事務処理や不正などにより損失を被るリスクです。当JAでは、貯金、為替、貸出などの金融業務に加え、共済業務や経済業務まで多種多様な業務について、手続・権限の厳格化、機械化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、事務事故のデータベース化、内部監査、事務指導の充実を図り事務リスクの削減に努めています。

発生した事務事故などは、当JAの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

○ 情報資産リスク管理：情報資産リスクとは、システム障害や情報漏洩などにより損失を被るリスクです。当JAでは、系統JAグループの全国システムにいち早く移行するとともに、万一システム障害が発生した場合の影響を極小化するため、インフラの2重化や障害時対応訓練等の実施など必要な対策を講じています。

取引先の情報や個人情報については、情報保護のため、システムへの不正侵入の防止策を講じるとともに、情報の機密性に応じた管理を行っています。

発生したシステム障害や情報漏洩などは、当JAの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

2. コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、JAが日常業務を遂行する上で関わってくる数多くの法令・規則等を遵守することはもちろんのこと社会的規範を全うし正しく行動することです。

地域金融機関であり、農業者・組合員の相互扶助組織であるJAは、農業、地域経済・社会の健全な発展に寄与する使命を持っていることから、より高い公共性と社会的責任が求められています。

当JAでは、代表理事組合長以下役職員全員が日々の業務活動の中で「コンプライアンス」を着実に実践していくことが、組合員や地域社会から「信頼」される基本であると考え、経営の最重要課題と位置づけ取り組んでいます。

コンプライアンス体制と運営

当JAでは、コンプライアンス統括部署を企画管理部として、経営陣を含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、すべての部署にコンプライアンス担当責任者を配置し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況のモニタリングや自店検査等を行っています。

年度ごとにコンプライアンス委員会で策定した「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。また、コンプライアンスの組織風土を役職員一人ひとりに浸透させることが重要であることから、コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全職員にこれを配布し周知させるよう各種会議や研修会等の機会を利用して指導しています。さらに、経営者自らも率先垂範してこの実践と指導に当たっています。

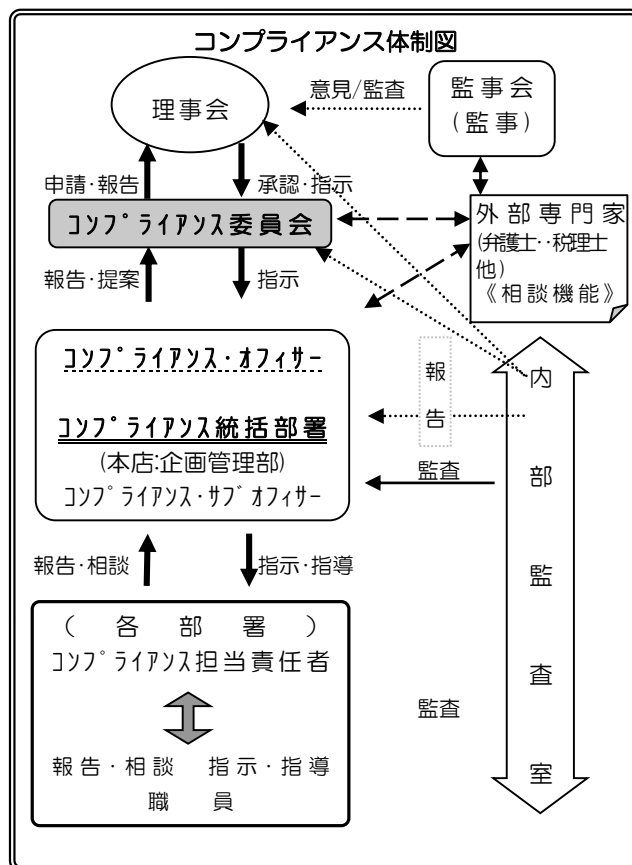
3. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

野火止支店 048-478-5500	新座支店 048-478-1017
朝霞支店 048-461-0032	志木支店 048-471-0011
和光支店 048-461-2113	本店 048-451-1122
受付時間 午前9時00分～午後5時00分（金融機関の休業日を除く）	



② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JF マリンバンク相談所 電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

4 . 内部監査

内部監査とは、経営目的を達成するための内部管理体制の適切性や有効性を、業務部門から独立した部門が検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行うプロセスです。

当JAでは、法令等を遵守し、適切なリスク管理体制を整備するうえで、内部監査機能の整備が必要不可欠との認識のもと、監査課を設置し、リスクの種類・程度に応じた監査計画に基づき、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

トピックス

＜新和光支店オープン＞

自己改革の柱の一つとして取り組んでいる支店等再編整備では和光支店を再建し、新和光支店が令和4年9月26日にプレオープン、令和5年6月2日にグランドオープンいたしました。総合事業の特性を生かした相談機能・支店機能を強化し、組合員や地域の皆さまに必要とされる支店となる様、努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。



＜肥料自己取り企画 特別価格販売＞

農業者の所得増大と農業生産の拡大に向けた生産コスト削減への取り組みとして、令和4年5月18日に経済配送センターにて肥料の自己取りキャンペーンを開催いたしました。これらの取り組みは広報誌「あさか野」や「営農だより」をご覧ください。



＜地元農産物のPRを実施＞

令和4年9月・10月に新座・和光農産物直売センターにて、「新米祭り」を開催しました。両直売センターで行われた「新米祭り」では当管内である志木市・朝霞市で収穫されたコシヒカリ、JA あさか野ブランド「こしの逸品」が店頭に並べられました。



＜志木支店コイン精米機設置＞

令和4年4月28日より志木支店にコイン精米機を設置いたしました。10kg 100円から精米を行うことができ、初めて精米機をご利用される方でも手軽に精米することができます。また、志木支店の他に本店、野火止支店、新座支店にも設置してあります。



＜組合員の健康づくり＞

組合員とその家族の健康管理の一環として、生活習慣病検診を実施しました。

＜女性部として各種講習会を開催＞

JA あさか野女性部は、「パークゴルフ大会」や「ヨガ教室」を開催し、多数の女性部員が参加いたしました。また、各支部では、「手芸教室」「藍染教室」「お菓子作り教室」等を開催し、コロナ禍においても感染対策を徹底しながら、積極的に活動しております。



＜フードドライブ活動＞

令和4年6月・12月に管内店舗5支店及び和光・新座直売センター、経済配送センターにてフードドライブ活動を実施しました。集まった食料等はフードバンク埼玉へ寄付いたしました。



＜農業機械展示会を開催＞

令和4年6月25日、令和4年11月26日に当JA本店駐車場で、「農業機械展示会」を開催いたしました。各農機メーカーよりトラクターや管理機等、生産コスト低減や省力化等、先端技術を駆使した農機が数多く出展されました。また、TAC職員による肥料・農薬の相談コーナーも設置しており、100名を超える来場がありました。



＜新座・和光農産物直売センター、各種イベントを開催＞

トウモロコシやじゃがいも等の収穫体験を食育教育のイベントとして開催しました。新座農産物直売センター、和光農産物直売センターは季節に応じた旬なイベント等を開催し、安全・安心な地元野菜やお米等をPRし大勢の方々にご利用いただきました。また、平成28年度より、旬の野菜や加工品の移動販売に取り組んでいます。この移動販売は営農支援課が中心となって、農業者の所得増大・農業生産の拡大を基本目標に掲げ、自己改革の一環として進めています。移動販売の詳細情報（開催場所・営業時間）は、JA あさか野ホームページ等で公開しています。



＜農政活動の展開＞

農政対策委員会はJAあさか野資産管理部会連絡協議会と連携し、「資産課税の軽減等に関する陳情書」と「署名書」を管内の各行政の市長及び市議会議長に提出し、JA埼玉県中央会へ「資産課税に対する課税軽減運動の要望書」と「署名書」を手渡し、固定資産税の減額や相続税の納税負担の軽減等について、働きかけを要望しました。



【資料編】

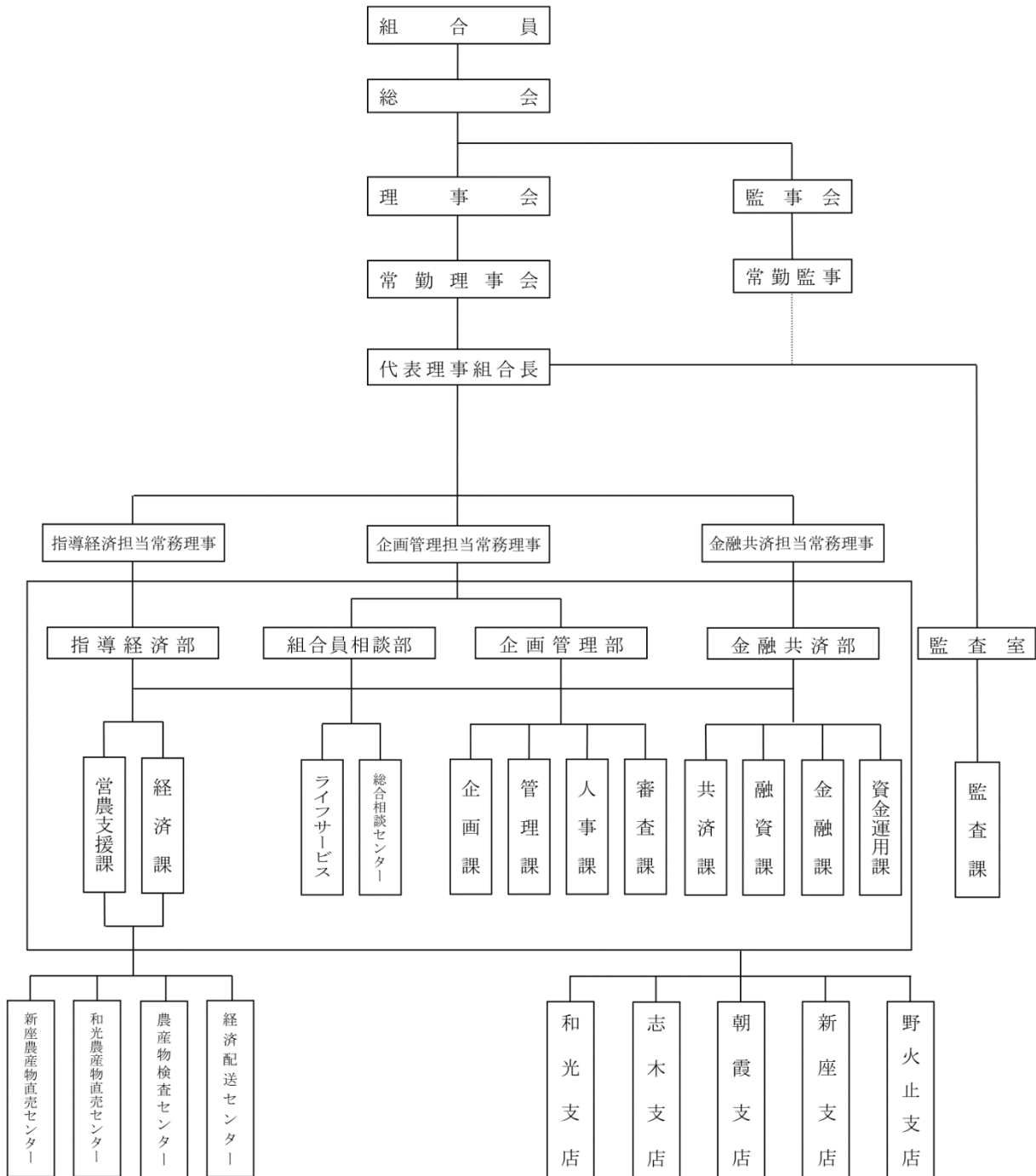
	ページ
組合に関する状況 ……………	20
地区・組織図・役員・会計監査人の名称 ・組合員数・職員数・組合員組織・協力組織	
主な事業の内容……………	25
JAあさか野の事業・業務のご案内	
業績・財務関係の状況……………	33
業績の概要	
主要な経営指標等の推移……………	34
財務諸表……………	35
貸借対照表 損益計算書 注記表等 剰余金処分計算書 部門別損益計算書 確認書	
各種事業の状況……………	50
信用事業の状況 農協法に基づく開示債権の状況及び 金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 共済事業の状況 購買事業の状況 販売事業の状況 その他事業の状況	
経営諸指標……………	63
自己資本の充実の状況……………	64

組合に関する状況

地区

当JAの営業地区は、朝霞市、志木市、和光市、新座市です。

組織図 (令和5年7月1日現在)



役員 (令和5年7月1日現在)

代表理事組合長	高橋均	理事	佐藤茂	理事	横山守
常務理事	並木辰雄	理事	鈴木喜一	理事	瀧島浩司
常務理事	飯野光則	理事	渡邊芳子	理事	高橋松久
筆頭理事	土屋勝	理事	大熊勲	理事	並木芳則
理事	加山和義	理事	飯倉裕明	代表監事	関定男
理事	清水正行	理事	齊藤みち子	常勤監事	黍塚俊一
理事	宮原正幸	理事	清水栄一	監事	富澤将利
理事	石原実	理事	石井豊	監事	高野和明
理事	細沼利通	理事	富岡勇一	監事	尾崎幸男
理事	清水一敏	理事	富澤孝子	員外監事	関根悟
理事	小寺哲雄	理事	石田秀樹		
理事	星野貞明	理事	坂本寿江		

※ 当JAでは、農協法第30条の2による「経営管理委員」制度は採用していません。

組合員数

(単位：人)

区分	令和4年3月期	令和5年3月期
正組合員	2,619	2,603
うち個人	2,618	2,602
うち法人	1	1
准組合員	12,302	12,230
うち個人	12,096	12,010
うち法人	206	220
合計	14,921	14,833

職員数

(単位：人)

区分	令和4年4月1日			令和5年4月1日		
	男子	女子	計	男子	女子	計
一般職員	106	68	174	106	71	177
営農指導員	6	1	7	5	1	6
生活指導員	0	1	1	0	1	1
その他の職員	8	1	9	7	1	8
合計	120	71	191	118	74	192

(注) 職員数は、パート、アルバイト及び被出向の職員を除き、出向者、休職者及び常勤嘱託を含めた人数を記載していません。

会計監査人

みのり監査法人 (令和5年7月現在) 所在地 東京都港区芝5丁目29番11号

業務執行社員 公認会計士 大野 秀則氏
公認会計士 高原 透氏

組合員組織

〔新座市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
中野	77	菅沢下	68
大和田上	60	並木中原	72
大和田中	56	西堀上	77
大和田下	86	西堀下	88
北野	62	片山1区	63
野火止上	91	片山2区	82
野火止中	45	片山3区	106
野火止下	72	片山4区	130
東	102	片山5区	66
西分	81	片山6区	57
菅沢上	64	片山7区	50

〔朝霞市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
膝折	42	東南部	121
宿	31	浜崎上	85
下の原	34	浜崎下	80
溝沼第一	50	新田	35
溝沼第二	41	宿	18
溝沼第三	58	久保	34
溝沼第四	52	田島	55
岡	49	上内間木	75
広沢	30	下内間木	46
東第一	79		

〔志木市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
中野	21	第1	48
城	35	第2	75
中道	23	第3	72
愛宕	16	第4	67
大塚	69	第5	68
久保	48	第6	80

〔和光市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
越 後 山	28	二 軒 新 田	35
向 山	30	新 生	77
牛 房	45	大 一	54
宿 坂 上	56	上 之 郷	34
市 城	35	半 三 池	38
富 貴 揚	57	峯	41
東 本 村	70	漆 台	32
西 本 村	40	喜 多 □	44
三 協	98	南 □	28
浅 久 保	33		

協力組織

〔年金友の会〕

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
野 火 止 支 店	1,272	志 木 支 店	1,646
新 座 支 店	2,457	和 光 支 店	1,423
朝 霞	2,033		
		合 計	8,831

〔共済友の会〕

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
野 火 止 支 店	94	志 木 支 店	114
新 座 支 店	169	和 光 支 店	166
朝 霞	181		
		合 計	724

〔女性部〕

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
野 火 止 支 部	26	朝 霞 支 部	26
新座大和田支部	14	内 間 木 支 部	25
片山支部	13	志 木 支 部	26
野 寺 支 部	11	宗 岡 支 部	86
西 堀 支 部	22	和 光 支 部	56
		合 計	305

〔青年部〕

(単位：人)

組織名	構成員数
JA あさか野青年部	48

〔いちご組合〕 (単位：人)

組織名	構成員数
JAあさか野いちご組合	8

〔資産管理部会〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
朝霞地区	92	志木地区	65
和光地区 (和光オーナーズクラブ)	151	新座地区	173
		合計	481

〔新座市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
新座市農業青年クラブ	14	新座市温室園芸組合	10
新座4Hクラブ	14	新座市植木生産組合	17
新座農産物直売センター出荷協議会	84	新座観光ぶどう組合	6
新座農研クラブ	20	大和田地区倉庫業組合	43
新座市片山農産物直売組合	12	接收地菅沢地区地主組合	24
新座市野菜出荷組合	28	接收地西堀地区地主組合	102

〔朝霞市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
朝霞市農業青年クラブ	15	農業用廃プラ処理協議会	24
朝霞市農産物直売組合	11	宮戸用水組合	50
膝折出荷組合	6	浜田用水組合	89
東出荷組合	5	若菜会	13
岡出荷組合	2		

〔志木市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
志木市農業後継者クラブ	36	志木市いちご組合	2
志木丸協出荷組合	26	荒川堤外耕地防除組合	142
宗岡コシヒカリクラブ	7	秋ヶ瀬揚水組合	138
羽根倉揚水組合	36		

〔和光市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
和光農産物直売センター出荷協議会	80	新生蔬菜生産組合	7
和光市農業後継者倶楽部	14	研有会	10
和光出荷組合	9	坂下土地改良区環境保全組合	105
和光市農産物庭先販売組合	14	和光ゴルフ会	41
和光産直クラブ	10	マルニ組合	6
和光市坂下出荷組合	12		

■ 当JAにおいては、公認会計士協会が定める「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する監査上の取扱い」等に基づく、連結財務諸表の作成対象となる子会社等はありません。

主な業務の内容

当 JA あさか野は、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまが、「気軽に、ご利用できる」をモットーに、暮らしに役立つさまざまな事業を展開しております。当 JA が行う主な事業について、ご案内いたします。

《 JA あさか野の事業・業務のご案内 》

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる業務を行っております。

私どもは、組合員の皆さまと地域の皆さまに信頼されるサービスのご提供と、期待や信頼にお応えする地域金融機関を目指し、「JAバンク」と称しております。このJAバンクは、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクグループとして大きな力を発揮しています。

さらに、平成14年1月に策定された「JAバンク基本方針」により、破綻未然防止についても磐石な態勢が整っています。また、JAバンクグループは、独自の「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により「JAバンク、セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

貯金業務

組合員の皆さま、地域の皆さまや事業主の皆さまのライフスタイルに合わせた財産形成や生活設計の資産づくりをお手伝いしております。

当座貯金、普通貯金、総合口座、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、納税準備貯金などの各種貯金を、目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

【貯金商品一覧】

種 類	特 色	期 間	お預入金額	
当 座 貯 金	日常の商取引に手形・小切手をお使いいただける貯金です。効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
納 税 準 備 貯 金	税金納付資金専用の貯金です。日頃から準備をしておくこと納税時にあわてないで済みます。利息は非課税です。	引き出しは納税時入金は随時	1円以上	
普 通 貯 金	いつでもお出し入れのできる、いわば毎日のお財布や家計簿がわりにご利用いただけます。また、貯金保険制度により全額保護される普通貯金無利息型（決済用）も取扱っております。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の金利が同じになる場合もございます。）お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
総 合 口 座	普通	普通貯金と定期貯金を一冊にしたものです。預ける、貯める、支払う、受取る、借りる、がこの一冊の通帳でOKです。	出し入れ自由	1円以上
	定期	いざという時、自動融資（定期貯金の90%、最高200万円が受けられます。（スーパー/大口/変動金利/期日指定定期の受入れ可）	自動継続扱い 1ヶ月～5年	(ス/変/期) 1円以上 (大) 1千万円以上
定 期 貯 金	通 知 貯 金	まとまったお金を短期間預けるのに有利な貯金です。お引き出しは2日前までにご連絡をいただくことになっています。	7日間以上	5万円以上
	期日指定定期貯金	利息の計算は1年複利で、大変お得です。3年にわたり預け入れができ、長期の運用が可能です。	最長3年	1円以上 3百万円未満
	スーパー定期貯金	一番身近な自由金利（お預入れ時の金融情勢で金利が決まる）商品です。3年・4年・5年もののお利息は、単利もしくは半年複利です。（半年複利は個人のみ）	1ヶ月～5年	1円以上
	変動金利定期貯金	6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利商品です。3年もののお利息は、半年複利です。（半年複利は個人のみ）	1年・2年・3年	1円以上
	大 口 定 期 貯 金	まとまった資金の運用に最適です。金利は、お預入れ時の金融情勢に応じて決まります。	1ヶ月～5年	1千万円以上

財形貯金	一般財形貯金	毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引きするため、知らず知らずのうちに大きく貯まる貯金です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	豊かな老後の生活設計にご活用いただける年金タイプの財形貯金です。(財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税です。)	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム取得・増改築を目的とした財形貯金です。マイホームプランに合わせ積立額、期間が決まります。(財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税です。)	5年以上	1円以上
定期積金	皆さまの計画に合わせて、毎月決まった日に一定の掛金で無理のないペースで積立てられます。	6ヶ月～5年	1,000円以上	
積立式定期貯金	エンドレス型・満期型・年金型の3種類があります。	種類によって分かります	1円以上	
譲渡性貯金	大口の余裕資金を有利に運用できる自由金利商品で、満期日前に第三者に譲渡することができます。	7日～5年	1千万以上 1円単位	
J A 教育資金贈与専用口座	教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで(口座開設・新規預入は令和5年3月31日まで)	1円以上 1,500万円以下	

【ご契約にあたって】

※ ご貯金の種類により、金利は異なります。金利は、窓口に掲示してありますのでご確認ください。

※ 新規の口座を開設する場合、200万円を超える現金取引、10万円を超える振込みを行う場合など、犯罪収益移転防止法により取引時確認をさせていただきますので、運転免許証等本人確認書類の提示が必要となります。

- 〈便利さ〉を生かした通帳……………総合口座・普通貯金
- 有利に大きくふやす……………定期貯金・積立定期貯金
- くらしの夢を育てる……………定期積金
- 明日への財産づくりに……………財形貯金

融 資 業 務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローン商品一覧】

ローン名	ご利用いただける方	使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証・担保
担い手応援ローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人】直近決算で繰越欠損のない法人	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金	極度額 1,000万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金の返済に充てます。	基金協会保証 (借入額500万円を超は樹立当権を設定)
J A 農機ハウスローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	農機具の購入、修理等の資金およびパイプハウス等の資材、建設費並びに他金融機関の農機具ローン借換資金 発電・蓄電設備取得資金(ただし、専ら農業施設への利用等、農業使用を目的とするものに限りません。)	10万円以上 3,600万円以内 (所用資金の範囲内) (1万円単位)	1年～15年 (他金融機関の農機具ローン借換資金の場合は残存期間以内)	・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により回信付保可)

アグリ スーパー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人等】 直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人等】 農業経営に必要な運転資金	過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および販売代金相当額のうち、口座入金される金額の範囲内 (10万円単位)	1年以内	入金された資金を自動的に貸越金の返済に充てます。	基金協会保証
アグリ マイティー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】 直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	農業生産、あるいは農産物の加工等に必要設備資金・運転資金 再生可能エネルギー利用の取組に必要な設備取得等資金	10万円以上 3,600万円以内 (1万円単位) *法人等の場合は10万円以上 7,200万円以内 *再生可能エネルギー利用にかかる資金の場合は5,000万円以内	20年以内	・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 *必要に応じ担保を設定
JA 住宅ローン・ リフォームローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満66歳未満の方(完済時満80歳未満)	住宅の新築、購入、増改築、宅地の購入、住宅資金の借換 ・リフォームは、住宅の増改築資金	10万円以上 1億円以内 リフォームは、1,000万円以内 (1万円単位)	3年~40年 (リフォームは、1年~15年)	・元金均等毎月返済(住宅ローン) ・元金均等毎月返済ボーナス併用(住宅ローン) ・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・抵当権の設定(リフォームは原則、抵当権の設定は不要) ・基金協会保証(住宅ローンは団信付保・リフォームローンは借入期間10年を超える場合、団信付保)
JA 小口ローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方(完済時満80歳未満)	ブライダル、旅行、省エネ家電の購入など生活に必要な資金(負債整理資金・事業資金は除きます)	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6か月~10年	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA 教育ローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満71歳未満)	高校、各種学校、短大、大学の入学、授業料およびアパート家賃等の教育に関する全ての資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月~15年以内	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA マイカーローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方(完済時満80歳未満)	自動車・バイクの購入、点検、修理、車検、免許の取得、カー用品購入、車庫建設及び増改築、自動車ローン借換に必要な資金(本人または同居の家族が必要とする資金に限ります)	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月~10年	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA 営農ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方	農業生産に必要な営農資金	極度額 300万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	基金協会保証
JA ワイドカードローン (50万以下)	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満70歳未満の方	生活に必要な資金	極度額 50万円以内 (10万円単位)	1年(自動更新) (満70歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	・定率式約定返済 ・任意返済	基金協会保証
JA ワイドカードローン (50万超)	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満65歳未満の方		極度額 500万円以内 (10万円単位) (農業経営者以外の方は極度額300万円以内)	1年(自動更新) (満65歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)		
JA 事業者ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方(完済時満71歳未満)	組合員の事業に必要な設備資金・運転資金	10万円以上 1,000万円以内 (運転資金は、500万円以内) (10万円単位)	1年~10年 (運転資金は、1年~5年)	・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済	基金協会保証 (原則、抵当権の設定は不要)
JA 賃貸住宅ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方(完済時満71歳未満)	賃貸住宅の建設、増改築、補修に必要な資金	100万円以上 4億円以内 (10万円単位)	1年~30年	・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済	抵当権の設定 基金協会保証

※ 上記のほか、協同住宅ローン(株)や全国保証(株)の保証付住宅ローン、三菱UFJニコス(株)、(株)ジャックスの保証付マイカーローン、教育ローン、フリーローンもお取扱いしております。

※ 商品ごとに利率、保証料、ご利用限度額などが異なりますのでローンのご利用にあたっては、ご相談ください。

■ つぎの資金についても、ご相談ください。

代理貸付商品名	内 容
㈱日本政策金融公庫	農業者等への長期設備資金、長期運転資金
	高校・短大・大学等へ進学するために必要な資金
農業制度資金	内 容
農業近代化資金	農産物の生産・加工等の設備資金、畜舎等の改良・取得等資金、農機具購入資金など
	県・市からの利子補給が受けられ、認定農業者には特例措置あり

※ 上記のローンや代理貸付以外の一般融資も行っていますので、事業資金（運転資金、設備投資資金など）が必要の際はご相談ください。

ローンの上手な利用方法

豊かな生活を送るためには、ローンを上手に利用することも必要です。それには、計画的に無理なく返済できる範囲内でローンをご利用いただくことが肝要です。返済計画は、生活を極端に切り詰めることなく、また病気など不慮の事故も考慮して、余裕のある計画を立てるようにしてください。

内 国 為 替 業 務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当JAから全国の金融機関に対して送金・振込や手形・小切手等の取立てを安全、確実、迅速に処理するサービスを行っております。

その他の業務及びサービス一覧

オンラインシステムを利用した各種の自動支払・自動受取や、事業主の皆さまのための給与振込サービス、振替サービスなどの取り扱いをしております。

また、全国全てのJAバンクでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫及びゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでの現金引き出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATMでは預入れも可）ができるキャッシュカードサービスなどさまざまなサービスを行っております。

種 類	内 容
国債窓口販売業務	国債の募集を取り扱っています。
投資信託窓口販売業務	各種の投資信託の募集を取り扱っています。（ファンドラップサービスを含みます。）
キャッシュサービス	カード1枚で、普通貯金の入出金・残高照会などが、当JAの支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のATMでご利用できるほか、コンビニエンスストア等に設置のATM(セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATM)でもご利用できます。 (法人カードの場合、県内JAのATMのみご利用いただけます。)
デビットカードサービス	現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払・現金のお引出しに利用できるサービスです。
A T M	キャッシュカードや通帳でのお預入れ、お引出し、通帳記入、残高照会のほか、暗証番号の変更、定期貯金のお預入れ、税金・公共料金等の払込など様々な機能をご利用いただけます。
JAネットバンク (個人向け)	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンで、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。 また、定期貯金の預入、住宅ローンの一部繰上返済やPay-easy(ペイジー)による各種料金のお支払いもご利用いただけます。
JAネットバンク (法人向け)	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから、貯金の残高や入出金明細の照会、振込・振替・税金等の払込のほか、口座振替、総合振込、給与・賞与振込等の複数データを1回の操作でまとめて送信できる、データ伝送サービスもご利用いただけます。
JAバンクアプリ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまを対象に、スマートフォンから貯金残高・投資信託残高・入出金明細照会・税金各種料金の払込などアプリで利用できるサービスです。

自動支払・自動受取	毎月の5大公共料金(電気・ガス・水道・電話・NHK)、税金、共済掛金、学費、クレジットカードなどのお支払や、給与、年金などのお受取りを自動的に行う便利で安心なサービスです。
給与振込サービス	給与・ボーナスを従業員の皆様をご指定される貯金口座に自動的にお振入いたします。
振替サービス	住宅家賃、会費など各種の集金代金を、当JA支店のご指定口座から自動的に収納するサービスです。
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	お客様のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替などのサービスをご利用いただけます。
定額自動送金サービス	住宅家賃、仕送りなど毎月一定額の振込みをご指定日にお客さまの口座から当JA支店・他金融機関のご指定口座へ送金いたします。
JAカード	「Mastercard®」・「VISA」ブランドのクレジットカードにJA独自のサービスを付加したJAカードの発行や、加盟店へのご加入のお取次ぎをいたします。
貸金庫	貯金証書、権利書などの重要書類、貴重品など大切な財産を安全に保管いたします。 (新座支店、朝霞支店、志木支店、和光支店をご利用いただけます。)
夜間金庫	営業時間終了後でも売上金などを当座貯金などへ受入のためお預かりいたします。 (野火止支店をご利用いただけます。)
署名鑑印刷サービス	小切手帳や手形帳を発行する際に署名判を自動印字するサービスです。従来のゴム印による押捺よりも省力化され、不鮮明などの押し損じもなくなります。
年金相談	年金に関するあらゆるご相談を、無料で承っております。開催日はHPをご覧ください。
FP相談	人生100年時代に生きるためのライフ&マネープランについてのご相談を、無料で承っております。開催日はHPをご覧ください。
遺言信託代理業務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託業務、遺産整理業務を取り扱っております。
JAバンクメールオーダーシステム	ご来店いただかなくても、口座の開設や住所変更のお手続きがホームページから行えます。

JAあさか野の金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切かつ迅速な対応を図るよう努めます。

各種手数料（令和5年4月1日現在）

【為替手数料】

種 類		利用区分	当JAの 同一店宛	当JAの 他店宛	系統JA宛	他金融機関宛	
送 金		普通扱(1件につき)	660円				
振 込	窓 口	電信 (各1件につき)	5万円未満	220円	220円	440円	550円
		5万円以上	220円	440円	660円	770円	
	文書 (各1件につき)	5万円未満	220円	220円	440円	550円	
		5万円以上	220円	440円	550円	660円	
定 時 自 送 動 金	電信・文書 (各1件につき)	5万円未満	0円	0円	110円	220円	
		5万円以上	0円	0円	330円	440円	
振 込	現金自動化 機器(ATM)	系統キャッシュ カード (各1件につき)	5万円未満	0円	110円	220円	330円
		5万円以上	0円	220円	440円	550円	
	他行キャッシュ カード (各1件につき)	5万円未満	0円	220円	330円	440円	
		5万円以上	0円	330円	550円	660円	
インターネット/ファーム /JA データ伝送サービス (AnserDATAPORT 方式)		1件につき	0円	0円	110円	220円	

【手形・小切手取立手数料その他】

種 類		手数料
代金 取立	電子交換	1通につき 660円
	個別取立	1通につき 880円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 660円
	取立手形の組戻料	1通につき 660円
	不渡手形の返却料	1通につき 660円
	取立手形店頭呈示料	1通につき 660円
	(660円を超える経費を要する場合は、その実費)	

【硬貨精査手数料（両替を含む）】

手数料	希望金額の合計枚数			
	100枚まで	101枚～ 500枚まで	501～ 1,000枚まで	1,001枚 以上
	無料	330円	440円	660円

※ 記念硬貨への両替、汚損した現金の交換は、無料

※ 1,001枚以降1,000枚毎に660円加算

【その他の手数料】

種 類	手数料
残高証明書発行（貯金・貸出） 1通あたり	440円
融資証明書発行 1通あたり	5,500円
取引履歴明細表発行 1通あたり(過去3年)	2,200円
相続貯金仮払履歴証明書発行	550円
自己宛小切手発行 1通あたり	550円
通帳・証書再発行 1件あたり	1,100円
ICキャッシュカード発行・更新	無料
ICキャッシュカード再発行（盗難・紛失等）	1,100円
JAカード（一体型）発行・再発行・更新	無料
JAネットバンク利用手数料（1ヶ月）	無料
法人JAネットバンク利用手数料（1ヶ月）	
基本サービス（照会・振込サービス）	1,100円
基本サービス+データ伝送サービス	2,200円
JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）	
月額利用料（1か月）	3,300円
ローンカード再発行	1,100円
成年後見支援貯金口座開設手数料	11,000円
未利用口座管理手数料（年額）	1,320円

【手形・小切手発行手数料】

種 類	手数料
小切手帳 1冊50枚綴り	660円
約束手形帳 1冊25枚綴り	550円
為替手形（1枚）	33円
借入専用約束手形（1枚）	無料
マル専手形（1枚）	550円
マル専当座開設手数料	3,300円

【署名鑑印刷サービス】

種 類	手数料
署名鑑登録手数料（手形・小切手）	1,100円
署名鑑変更手数料（手形・小切手）	550円
小切手帳 1冊50枚綴り	770円
約束手形帳 1冊25枚綴り	660円
為替手形（1枚）	44円

【国債の保護預かり手数料】

種 類	手数料
保護預かり手数料 年間（毎年4/20に1年分）	当面無料

【夜間金庫利用手数料】

種 類	手数料
月額基本料金	3,300円

【貸金庫使用料（年額）】

タイプ	外寸（高さ×幅×奥行） 単位：mm	使用料
65	65×260×450	18,480円
102	102×260×450	23,760円
140	140×260×450	27,720円

※ここに掲載しました手数料のほか、個々の取引内容等により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。

共 済 事 業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活の上で必要とされる様々な保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【主な共済商品の一覧（令和5年4月1日現在）】

長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。一生にわたって、万一のときの保障が確保できます。
一 時 払 終 身 共 済	満期共済金や退職金等の一時金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。
定 期 生 命 共 済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズにこたえるプランもあります。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こ ども 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親族）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。※共済期間を終身とした場合
特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障できるプランです。
医 療 共 済	病気やケガによる入院を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「手術・放射線治療保障」、「治療共済金受取回数」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、特別により健康を維持した場合に健康祝金を受取れるプランもあります。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から、手術、放射線治療を一生保障します。
介 護 共 済	一生にわたって、介護の不安に備えることができるプランです。公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときに介護共済金を受け取れます。
一 時 払 介 護 共 済	満期共済金や退職金等の一時金を活用して、一生にわたって介護の不安に備えることができるプランです。介護共済金の受け取りがなく、お亡くなりになられたときは死亡給付金を受け取れます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
認 知 症 共 済	認知症にかかる介護費用や治療費用など様々な費用に補填することができる共済金は一時金でお受け取りいただけるため、まとまった資金を確保することが出来るプランです。
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

※ このほかにも、みどり国民年金基金（第1号被保険者の上乗せ年金）などがあります。

短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容	種 類	内 容
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。	傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。	賠 償 責 任 共 済	日常生活に生じた損害賠償責任などを保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。	農業者賠償責任共済	農業に関する幅広い賠償責任を保証します。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

購 買 事 業

経済配送センター（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗にて、営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

販 売 事 業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを「あさか野ブランド」として認証しています。また、「地産地消」の取組みとして、野菜の移動販売やイベント等への出張販売を行うとともに、ファーマーズマーケットを開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

催 事 事 業

大切な家族とお別れするご葬儀等もしものときに、当JAの葬儀部門である「JAあさか野ライフサービス」がまごころこめてお手伝いさせていただきます。

資 産 管 理 事 業

総合相談センターを中心に「農と住の調和したまちづくり」を目指して、組合員の皆さまの土地資産等に関することについての総合相談業務や各種の不動産仲介業務等を行っています。

営 農 ・ 生 活 ・ 相 談 事 業

組合員の皆さまと共に歩む営農指導（地域農業振興活動の支援・農業経営支援などの農業・農家のための活動）や組合員の皆さまや地域の皆さまと共に歩む生活指導（健康管理講習・郷土文化学習・共同購入・地産地消などの生活文化活動）はもとより、法務・税務相談の窓口開設や、土地の有効利用などの資産管理相談、健康相談などの総合的な相談機能により、暮らしの全般にわたったサポートをしています。

業績・財務関係の状況

《業績の概要》

信用事業

貯金

地域に密着した金融機関として、JA 利用者に対する取引・サービス提供の拡大を進めた結果、残高は 2,880 億 5,509 万円となりました。

貸出金

組合員の営農資金をはじめ設備資金等の資金需要に積極的な対応を行い、貸出残高は、1,509 億 2,166 万円となりました。

その他の業務

内国為替業務は、年間取扱量が、仕向為替 3 万 2 千件、629 億 7,104 万円で、被仕向為替 21 万 3 千件、1,063 億 4,262 万円となりました。

国債等の窓口販売業務は、年間取扱高が 2 億 4,725 万円となりました。

共済事業

組合員、地域の皆さまの家族一人ひとりの生涯保障の確立をめざし事業推進活動を積極的に展開したところ、長期共済新契約高は 335 億 6,259 万円を挙績し、保有契約高は 3,926 億 6,034 万円となりました。

また、年金共済新契約高においても 9,213 万円、自動車共済新契約 214 件ご加入いただきました。

購買事業

営農指導・販売事業と連携し、良質な資材を適正価格で安定的に供給した結果、10 億 3,102 万円の取扱い実績となりました。

販売事業

地域の特性を生かした作物・優良な畜産物等の共販組織や事務体制の強化の充実など、計画的な生産販売までの業務態勢の確立に努めた結果、取扱高は 6 億 4,817 万円となりました。

収支状況

収支は、信用事業をはじめとする各事業は堅調を維持するとともに、経常利益 11 億 3,285 万円確保することができ、法人税等を控除した当期余剰金につきましても 8 億 3,289 万円を計上することができました。

自己資本比率については、12.97%となりました。

主要な経営指標等の推移

	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
出資金（百万円）	869	867	864	862	852
（出資口数）	8,693,200	8,674,389	8,642,660	8,625,319	8,526,145
単体自己資本比率（%）	11.41	11.34	11.63	11.56	12.97
職員数（人）	188	177	180	181	181

（単位：百万円）

	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
総資産	285,824	289,808	290,476	298,215	307,458
貸出金	146,215	149,999	148,150	146,639	150,921
有価証券	9,013	11,040	13,044	14,150	13,760
貯金	268,090	271,498	271,896	279,242	288,055
純資産	15,834	16,222	16,900	17,383	17,740
経常収益	4,073	4,018	3,979	4,101	4,115
信用事業収益	2,218	2,167	2,130	2,096	2,239
共済事業収益	546	528	550	545	553
農業関連事業収益	279	267	321	272	276
その他の事業収益	1,029	1,054	977	1,186	1,064
経常利益	585	754	829	898	1,132
当期剰余金（注）	443	678	703	643	832
剰余金配当の金額	171	92	90	93	94
出資配当金	17	17	17	17	16
事業利用分量配当金	153	75	73	76	77

注：当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。

注：純資産及び貸出金については、貸付留保金を控除した数値としています。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位:千円)

	令和4年3月期 (令和4年3月31日)	令和5年3月期 (令和5年3月31日)		令和4年3月期 (令和4年3月31日)	令和5年3月期 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	286,481,801	295,433,488	1 信用事業負債	279,292,987	288,103,309
(1)現金	522,543	586,245	(1)貯金	279,242,668	288,055,096
(2)預金	125,059,775	130,127,220	(2)借入金	5,113	3,350
系統預金	125,059,707	130,122,778	(3)その他の信用事業負債	45,206	44,862
系統外預金	67	4,442	未払費用	10,389	10,322
(3)有価証券	14,150,735	13,760,653	その他の負債	34,816	34,540
国債	3,108,871	3,379,517	2 共済事業負債	533,649	500,345
地方債	1,383,146	1,227,459	(1)共済資金	275,951	248,575
政府保証債	1,384,880	1,325,370	(2)未経過共済付加収入	255,936	250,034
社債	7,489,026	7,044,876	(3)その他の共済事業負債	1,761	1,735
受益証券	784,810	783,430	3 経済事業負債	181,835	386,806
(4)貸出金	146,639,931	150,921,667	(1)経済事業未払金	64,033	59,500
(5)その他信用事業資産	551,659	486,543	(2)経済受託債務	3,006	3,604
未収収益	166,406	179,284	(3)その他経済事業負債	114,795	323,701
その他の資産	385,253	307,259	4 雑負債	409,559	374,559
(6)貸倒引当金	△ 442,844	△ 448,843	(1)未払法人税等	237,652	252,679
2 共済事業資産	15,978	22,099	(2)資産除去債務	29,153	29,307
(1)その他の共済事業資産	15,978	22,099	(3)その他の負債	142,754	92,572
3 経済事業資産	117,613	128,431	5 諸引当金	279,475	267,449
(1)経済事業未収金	75,935	69,976	(1)賞与引当金	66,905	69,181
(2)棚卸資産	40,383	57,135	(2)役員退職慰労引当金	65,784	74,317
購入品	39,971	56,494	(3)特例業務負担金引当金	146,786	123,951
その他の棚卸資産	412	641	6 繰延税金負債	134,501	84,986
(3)その他の経済事業資産	1,531	1,533	負債の部合計	280,832,009	289,717,456
(4)貸倒引当金	△ 236	△ 214	(純資産の部)		
4 雑資産	217,059	209,290	1 組合員資本	17,270,239	17,999,216
(1)雑資産	217,061	209,290	(1)出資金	862,531	852,614
(2)貸倒引当金	△ 1	-	(2)利益剰余金	16,409,544	17,149,193
5 固定資産	3,826,814	4,119,161	利益準備金	2,029,530	2,029,530
(1)有形固定資産	3,824,395	4,116,927	その他利益剰余金	14,380,013	15,119,663
建物	2,838,486	2,966,593	肥料協同購入目的積立金	889	889
機械装置	58,758	54,052	経営基盤強化目的積立金	32,605	32,605
土地	1,851,194	1,851,194	税効果目的積立金	81,416	82,597
建設仮勘定	23,790	4,500	施設整備積立金	800,000	800,000
その他の有形固定資産	860,988	860,309	農業生産資材価格変動積立金	10,000	10,000
減価償却累計額	△ 1,808,824	△ 1,619,723	財務基盤強化積立金	3,444,000	3,964,000
(2)無形固定資産	2,419	2,233	農業振興目的積立金	120,000	150,000
6 外部出資	7,375,524	7,375,524	固定資産圧縮積立金	310,953	310,953
(1)外部出資	7,375,524	7,375,524	特別積立金	8,514,255	8,514,255
系統出資	6,969,405	6,969,405	当期未処分剰余金	1,065,892	1,254,361
系統外出資	406,119	406,119	(うち当期剰余金)	643,045	832,896
7 前払年金費用	180,664	170,341	(3)処分未済持分	△ 1,836	△ 2,591
			2 評価・換算差額等	113,207	△ 258,335
			(1)その他有価証券評価差額金	113,207	△ 258,335
			純資産の部合計	17,383,447	17,740,881
資産の部合計	298,215,457	307,458,337	負債及び純資産の部合計	298,215,457	307,458,337

■ 損 益 計 算 書

(単位:千円)

	令和4年3月期	令和5年3月期		令和4年3月期	令和5年3月期
	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで		令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
1 事業総利益	2,935,658	3,101,142	(9) 宅地等供給事業収益	569,892	491,037
事業収益	4,084,238	4,115,960	(10) 宅地等供給事業費用	80,129	6,850
事業費用	1,148,580	1,014,818	(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(37)
(1) 信用事業収益	2,096,438	2,239,413	(うち貸倒引当金戻入益)	(△26)	(-)
資金運用収益	2,014,627	2,134,705	宅地等供給事業総利益	489,762	484,187
(うち預金利息)	(588,278)	(670,718)	(11) その他事業収益	1,553	1,571
(うち有価証券利息)	(126,136)	(143,075)	(12) その他事業費用	1,298	1,411
(うち貸出金利息)	(1,265,738)	(1,281,410)	その他事業総利益	255	159
(うちその他受入利息)	(34,473)	(39,501)	(13) 指導事業収入	461	460
役務取引等収益	49,323	47,862	(14) 指導事業支出	54,347	49,130
その他事業直接収益	1,650	-	指導事業収支差額	△53,886	△48,670
その他経常収益	30,838	56,845	2 事業管理費	2,121,893	2,064,346
(2) 信用事業費用	302,504	325,213	(1) 人件費	1,532,552	1,473,700
資金調達費用	11,288	11,370	(2) 業務費	213,743	210,071
(うち貯金利息)	(9,510)	(10,159)	(3) 諸税負担金	76,818	80,255
(うち給付補てん備金繰入)	(1,769)	(1,206)	(4) 施設費	283,777	275,868
(うちその他支払利息)	(8)	(4)	(5) その他事業管理費	15,001	24,452
役務取引等費用	12,785	12,402	事業利益	813,765	1,036,795
その他事業直接費用	-	18,671	3 事業外収益	84,540	97,275
その他経常費用	278,430	282,769	(1) 受取雑利息	10	5
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(5,999)	(2) 受取出資配当金	77,678	77,678
(うち貸倒引当金戻入益)	(△12,677)	(-)	(3) 賃貸料	436	436
信用事業総利益	1,793,934	1,914,200	(4) 貸倒引当金戻入益	1	1
(3) 共済事業収益	545,933	553,796	(5) 雑収入	6,413	19,153
共済付加収入	496,576	502,672	4 事業外費用	0	1,220
その他の収益	49,357	51,124	(1) 雑損失	0	1,220
(4) 共済事業費用	18,269	14,681	経常利益	898,304	1,132,850
共済推進費	2,910	2,727	5 特別利益	45	-
共済保全費	2,736	2,666	(1) 固定資産処分益	45	-
その他の費用	12,622	9,288	6 特別損失	0	31,193
共済事業総利益	527,663	539,114	(1) 固定資産処分損	0	31,193
(5) 購買事業収益	842,475	801,131	税引前当期利益	898,350	1,101,657
購買品供給高	826,962	767,895	法人税・住民税及び事業税	254,497	275,837
購買手数料	10,449	24,961	法人税等調整額	807	△7,076
その他の収益	5,063	8,274	法人税等合計	255,304	268,760
(6) 購買事業費用	685,813	609,825	当期剰余金	643,045	832,896
購買品供給原価	678,072	600,633	当期首繰越剰余金	422,847	421,464
その他の費用	7,740	9,192	税効果目的積立金取崩額	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(6)	(-)	当期未処分剰余金	1,065,892	1,254,361
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△59)			
購買事業総利益	156,661	191,305			
(7) 販売事業収益	45,110	47,562			
販売品販売高	17,626	19,012			
販売手数料	25,745	26,293			
その他の収益	1,738	2,256			
(8) 販売事業費用	23,842	26,716			
販売品販売原価	17,626	19,012			
その他の費用	6,215	7,704			
販売事業総利益	21,267	20,845			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

注 記 表 等

令和 4 年 3 月期 (令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)		令和 5 年 3 月期 (令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで)																							
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券: 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価値の値のない株式等: 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品.....移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産.....最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成 23 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p>		<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券: 償却原価法(定額法)</p> <p>イ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品.....移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産.....最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成 23 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>計 上 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td>役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金</td> <td>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	計 上 基 準	貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。	賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。	退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	役員退職慰労引当金	役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。	特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>計 上 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td>役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金</td> <td>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	計 上 基 準	貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。	賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。	退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。	役員退職慰労引当金	役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。	特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。
種 類	計 上 基 準																								
貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。																								
賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。																								
退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。																								
役員退職慰労引当金	役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。																								
特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。																								
種 類	計 上 基 準																								
貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。																								
賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。																								
退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。																								
役員退職慰労引当金	役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。																								
特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの将来見込額を計上しています。																								
<p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正)及び「収益 認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は 利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が販売委託を受け、直売センター等で顧客に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務</p>		<p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連</p> <p>当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正)及び「収益 認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は 利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が販売委託を受け、直売センター等で顧客に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務</p>																							

を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

エ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 会計基準等の改正に伴う変更について

①収益認識に関する会計基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に転移した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

ア 代理人取引

財又はサービスを利用者等に転移する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を避及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を避及適用していません。

この結果、当事業年度の購買事業収益が96,587千円、購買事業費用が96,587千円減少しております。これにより、事業収益が96,587千円、事業費用が96,587千円減少しております。

②時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 443,082千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額有形固定資産について、収用により取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮記帳額	左のうち当期圧縮記帳額
土 地	19,926	-
建 物	13,758	-
合 計	33,685	-

義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ウ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

エ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 会計基準等の改正に伴う変更について

①時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金に関する会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 449,057千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

イ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額有形固定資産について、収用により取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮記帳額	左のうち当期圧縮記帳額
土 地	19,926	-
建 物	13,758	-
合 計	33,685	-

- (2) 担保に供されている資産
以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

(単位：千円)

種 類	金 額	目 的
系 統 預 金	5,410,000	為替決済に関する保証金

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事及び監事に対する金銭債権の総額 552,338 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 508,542 千円、危険債権額は 120,827 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 629,369 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、企画管理部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が659,604千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

- (2) 担保に供されている資産
以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

(単位：千円)

種 類	金 額	目 的
系 統 預 金	5,410,000	為替決済に関する保証金

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事及び監事に対する金銭債権の総額 1,547,155 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 437,481 千円、危険債権額は 115,811 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 553,292 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、企画管理部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が720,611千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	125,059,775	125,060,552	777
有価証券			
満期保有目的の債券	3,310,475	3,338,116	27,640
その他有価証券	10,840,259	10,840,259	—
貸出金(*1,2)	150,461,140		
貸倒引当金(*3)	△442,844		
貸倒引当金控除後	150,018,294	152,292,510	2,274,215
経済事業未収金	75,935		
貸倒引当金(*4)	△236		
貸倒引当金控除後	75,698	75,698	—
資産計	289,304,503	291,607,137	2,302,633
貯金	279,242,668	279,237,974	△4,693
負債計	279,242,668	279,237,974	△4,693

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 456 千円を含めています。

(*2) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(*4) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap、以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日）第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額を OIS で割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価値のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	7,375,524

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	125,059,775	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	1,300,000	1,300,000	600,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	133,705	100,000
貸出金(*1)	8,303,210	9,236,807	7,361,951
経済事業未収金	75,935	—	—
合計	134,738,921	10,670,512	8,061,951

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	130,127,220	130,120,114	△7,106
有価証券			
満期保有目的の債券	2,009,967	2,019,949	9,981
その他有価証券	11,750,686	11,750,686	—
貸出金(*1,2)	156,496,580		
貸倒引当金(*3)	△448,843		
貸倒引当金控除後	156,047,737	157,722,393	1,674,655
経済事業未収金	69,976		
貸倒引当金(*4)	△214		
貸倒引当金控除後	69,762	69,762	—
資産計	300,005,374	301,682,905	1,677,531
貯金	288,055,096	288,015,530	△39,566
負債計	288,055,096	288,015,530	△39,566

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap、以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価値のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	7,375,524

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	130,127,220	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	1,300,000	600,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	100,000	100,000
貸出金(*1)	9,633,677	8,023,165	7,413,246
経済事業未収金	69,976	—	—
合計	141,130,875	8,723,165	7,513,246

(単位：千円)

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債券	-	10,000	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	400,000	9,951,105
貸出金(*1)	7,085,896	6,883,035	111,589,781
経済事業未収金	-	-	-
合計	7,185,896	7,293,035	121,640,886

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）105,202千円については「1年以内」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	265,309,281	4,974,297	7,953,731
合計	265,309,281	4,974,297	7,953,731

(単位：千円)

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	487,079	518,277	-
合計	487,079	518,277	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,799,821	2,825,620	25,798
	地 方 債	199,966	201,140	1,173
	社 債	200,000	200,790	790
	小 計	3,199,788	3,227,550	27,761
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	10,000	9,976	△24
	社 債	100,687	100,590	△97
	小 計	110,687	110,566	△121
合計		3,310,475	3,338,116	27,640

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国 債	309,050	296,406	12,643
	地 方 債	1,073,200	999,930	73,269
	政府保証債	1,384,880	1,298,662	86,217
	社 債	3,339,590	3,298,650	40,940
	社 債 (特別法人債)	500,920	499,421	1,498
	受益証券	359,044	350,698	8,345
	小 計	6,966,684	6,743,770	222,914
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	地 方 債	99,980	100,000	△20
	社 債	3,149,489	3,199,849	△50,360
	社 債 (特別法人債)	198,340	200,000	△1,660
	受益証券	425,766	441,134	△15,368
	小 計	3,873,575	3,940,983	△67,408
合計		10,840,259	10,684,753	155,505

なお、上記差額から繰延税金負債42,297千円を差し引いた額113,207千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
受益証券	201,100	1,650	-
合計	201,100	1,650	-

(単位：千円)

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	-	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000	-	11,483,430
貸出金(*1)	7,311,487	7,082,938	117,013,601
経済事業未収金	-	-	-
合計	7,621,487	7,082,938	128,597,031

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）118,829千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等18,463千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	273,495,692	8,824,954	4,803,034
合計	273,495,692	8,824,954	4,803,034

(単位：千円)

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	637,048	294,365	-
合計	637,048	294,365	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,699,967	1,709,890	9,922
	地 方 債	99,999	100,170	170
	社 債	100,000	100,080	80
	小 計	1,899,967	1,910,140	10,172
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	10,000	9,979	△21
	社 債	100,000	99,830	△170
	小 計	110,000	109,809	△191
合計		2,009,967	2,019,949	9,981

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国 債	614,200	598,327	15,872
	地 方 債	733,800	699,935	33,864
	政府保証債	843,180	799,437	43,742
	社 債	303,630	300,000	3,630
	受益証券	268,555	259,272	9,282
	小 計	2,763,365	2,656,972	106,392
	貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国 債	1,065,350	1,094,493
地 方 債		383,660	400,000	△16,340
政府保証債		482,190	499,315	△17,125
社 債		5,876,526	6,098,953	△222,427
社 債 (特別法人債)		664,720	699,459	△34,739
受益証券		514,875	559,968	△45,093
合計		11,750,686	12,009,162	△258,476

なお、上記差額に繰延税金資産141千円を加えた額△258,335千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
社債	181,329	-	18,671
受益証券	308,792	14,572	-
合計	490,121	14,572	18,671

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）及び特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△173,080 千円
退職給付費用	77,017 千円
退職給付の支払額	△24,123 千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△49,428 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△11,050 千円
期末における前払年金費用	△180,664 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,454,575 千円
確定給付型年金制度（DB）	△1,299,593 千円
特定退職金共済制度	△335,646 千円
未積立退職給付債務	△180,664 千円
前払年金費用	△180,664 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	77,017 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込み額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 14,168 千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込み額は、146,786 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

繰延税金資産	
項目	金額
特例業務負担金引当金	39,925
減価償却超過額	33,844
賞与引当金	18,198
役員退職慰労引当金	17,893
未払事業税・地方法人特別税	15,546
資産除去債務	7,929
貯金債務	4,682
減損損失	3,210
未払法定福利費	2,890
その他の	1,718
小計	145,840
評価性引当額	△63,243
繰延税金資産合計	82,597
繰延税金負債	
項目	金額
固定資産圧縮積立金	△116,396
前払年金費用	△49,140
その他有価証券評価差額金	△42,381
有形固定資産（除去費用）	△6,815
全農外部出資評価益	△2,363
繰延税金負債合計	△217,098
繰延税金負債の純額	134,501

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.2	
調整	交際費等の損金不算入額	4.5
	受取配当等の益金不算入額	△1.2
	事業分量配当	△2.3
	住民税均等割額	0.1
	評価性引当額の増減	△0.1
	その他の	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.4	

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、新座支店の土地は、土地所有者との定期借地契約を締結しており、買付機終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～49年、割引率は0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,000 千円
------	-----------

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）及び特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△180,664 千円
退職給付費用	76,363 千円
退職給付の支払額	△10,477 千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△47,258 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△8,304 千円
期末における前払年金費用	△170,341 千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,485,251 千円
確定給付型年金制度（DB）	△1,323,553 千円
特定退職金共済制度	△332,040 千円
未積立退職給付債務	△170,341 千円
前払年金費用	△170,341 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	76,363 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込み額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 13,942 千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込み額は、123,951 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

繰延税金資産	
項目	金額
その他有価証券評価差額金	70,305
特例業務負担金引当金	33,714
減価償却超過額	23,089
役員退職慰労引当金	20,214
賞与引当金	18,817
未払事業税・地方法人特別税	16,650
資産除去債務	7,971
減損損失	3,210
未払法定福利費	3,029
貯金債務	1,572
その他の	533
小計	199,109
評価性引当額	△112,345
繰延税金資産合計	86,764
繰延税金負債	
項目	金額
固定資産圧縮積立金	△116,396
前払年金費用	△46,332
有形固定資産（除去費用）	△6,656
全農外部出資評価益	△2,363
繰延税金負債合計	△171,750
繰延税金負債の純額	84,986

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.2	
調整	交際費等の損金不算入額	1.7
	受取配当等の益金不算入額	△1.0
	事業分量配当	△1.9
	住民税均等割額	0.1
	評価性引当額の増減	△1.9
	その他の	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4	

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、新座支店の土地は、土地所有者との定期借地権契約を締結しており、買付機終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～49年、割引率は0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">152千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>-千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">29,153千円</td> </tr> </table> <p>11. その他の注記 (1) リース会計基準に基づく注記 ① オペレーティング・リース ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">269千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;"><u>千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">269千円</td> </tr> </table> <p>上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。</p>	有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	時の経過による調整額	152千円	資産除去債務の履行による減少額	<u>-千円</u>	期末残高	29,153千円	未経過リース料残高相当額		1年以内	269千円	1年超	<u>千円</u>	合計	269千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">29,153千円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">154千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;"><u>-千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">29,307千円</td> </tr> </table> <p>11. その他の注記 (1) リース会計基準に基づく注記 ① オペレーティング・リース ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">79千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;"><u>-千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">79千円</td> </tr> </table> <p>上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。</p>	期首残高	29,153千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	時の経過による調整額	154千円	資産除去債務の履行による減少額	<u>-千円</u>	期末残高	29,307千円	未経過リース料残高相当額		1年以内	79千円	1年超	<u>-千円</u>	合計	79千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円																																		
時の経過による調整額	152千円																																		
資産除去債務の履行による減少額	<u>-千円</u>																																		
期末残高	29,153千円																																		
未経過リース料残高相当額																																			
1年以内	269千円																																		
1年超	<u>千円</u>																																		
合計	269千円																																		
期首残高	29,153千円																																		
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円																																		
時の経過による調整額	154千円																																		
資産除去債務の履行による減少額	<u>-千円</u>																																		
期末残高	29,307千円																																		
未経過リース料残高相当額																																			
1年以内	79千円																																		
1年超	<u>-千円</u>																																		
合計	79千円																																		

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	令和4年3月期 (総会承認日 令和4年6月18日)		令和5年3月期 (総会承認日 令和5年6月10日)	
I 当期末処分剰余金		1,065,892		1,254,361
II 剰余金処分量		644,427		828,590
利益準備金	-		-	
出資配当金	17,205		16,993	
事業分量配当金	76,041		77,429	
任意積立金	551,180		734,166	
うち目的積立金	551,180		734,166	
うち特別積立金	-		-	
III 次期繰越剰余金		421,464		425,771

令和4年3月期及び令和5年3月期の各期における次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額がそれぞれ32,200千円、41,700千円含まれています。

注1：出資配当の基準 令和4年3月期 年2.0% 令和5年3月期 年2.0%
ただし、年度内の新規加入については日割計算を行います。

注2：事業分量配当金は、組合員の皆さまの組合利用高に応じて下記の基準で配当しています。

令和4年3月期：

- 貯金・定期積金の平均残高に対し 0.010%
- 貸付金の受取利息に対し 3.000%
- 長期共済契約高（型別）に対し維持費の 2.500%
- 購買品供給高に対し 2.500%
(バラ飼料、燃料、催事関連及び工事費は除く。)
- 販売手数料に対し 2.500%
ただし、JAへの出荷米は1袋につき20円
- 宅地等供給手数料に対し 2.500%

令和5年3月期：

- 貯金・定期積金の平均残高に対し 0.010%
- 貸付金の受取利息に対し 3.000%
- 長期共済契約高（型別）に対し維持費の 2.500%
- 購買品供給高に対し 2.500%
(バラ飼料、燃料、催事関連及び工事費は除く。)
- 販売手数料に対し 2.500%
ただし、JAへの出荷米は1袋につき20円
- 宅地等供給手数料に対し 2.500%

注3：任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

<別 表>

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	令和4年 3月期積立額	令和5年 3月期積立額
財務基盤強化 積立金	計画的に自己資本の充実を図り、組合の財務基盤を強化することを目的とする。	貯金・定期積金残高の20/1000相当額	財務基盤及び経営に重大な影響のある事象が発生した場合に理事会の決議により、その影響額の範囲内で必要となる額を取崩すことができる。	520,000	680,000
システム整備等積立金	急速に進むデジタル化への対応及びDX推進にかかる各種システムの導入・更改等の必要な環境整備にかかる費用に備えることを目的として、目的積立金を設定する。	150,000	各種システムの導入・更改等の環境整備にかかる支出があった場合に取崩す。	—	50,000
農業振興目的 積立金	営農・経済事業への積極的な事業展開にともなう将来的なリスクへの備えや、農業生産の規模拡大、高度化等、多様なニーズに応じた地域農業振興・助成等を目的として、目的積立金を設定する。	150,000	営農・経済事業の事業展開にともなう損失、及び地域農業振興に係る助成金等を交付した場合、その費用相当額を取崩す。	30,000	—
税効果目的 積立金	税効果会計における繰延税金資産の将来の減少に備えるため税効果会計積立金を設定する。	各年度における繰延税金資産額(繰延税金負債控除前)	税効果会計積立金が繰延税金資産の額を超えた年度において、その超過額を取崩す。	1,180	4,166

■部門別損益計算書（令和4年3月期）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	4,101,865	2,096,438	545,933	272,376	1,186,654	461	
事業費用 ②	1,166,206	302,504	18,269	210,057	581,027	54,347	
事業総利益 (①-②) ③	2,935,658	1,793,934	527,663	62,318	605,627	▲53,886	
事業管理費 ④	2,121,893	995,864	417,290	274,190	373,695	60,851	
（うち減価償却費 ⑤）	(158,475)	(85,969)	(21,036)	(24,799)	(24,856)	(1,813)	
（うち人件費 ⑥）	(1,532,552)	(612,049)	(353,585)	(216,888)	(296,456)	(53,573)	
※うち共通管理費⑦		282,862	83,279	10,050	95,244	7,179	▲478,616
（うち減価償却費⑧）		(71,450)	(21,036)	(2,538)	(24,058)	(1,813)	(▲120,898)
（うち人件費 ⑨）		(78,343)	(23,065)	(2,783)	(26,379)	(1,988)	(▲132,561)
事業利益 (③-④) ⑩	813,765	798,069	110,373	▲211,871	231,932	▲114,738	
事業外収益 ⑪	84,540	40,705	27,256	1,838	13,706	1,033	
※うち共通分 ⑫		40,705	11,984	1,446	13,706	1,033	▲68,876
事業外費用 ⑬	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑭		0	0	0	0	0	0
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	898,304	838,775	137,629	▲210,034	245,638	▲113,704	
特別利益 ⑯	45	0	0	45	0	0	
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑱	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑲		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	898,350	838,775	137,629	▲209,988	245,638	▲113,704	
営農指導事業分 配賦額 ㉑		28,426	28,426	28,426	28,426	▲113,704	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ (㉑-㉒)	898,350	810,349	109,203	▲238,415	217,212		

*⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益 17,626 千円、事業費用 17,626 千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

（注）1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：事業総利益の割合を基準とした基準
- (2) 営農指導事業：均等法

2. 配賦割合（1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	合 計
共通管理費等	59.1	17.4	2.1	19.9	1.5	100.0
営農指導事業	25.0	25.0	25.0	25.0		100.0

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	298,215,457	286,481,801	15,978	117,613	11,600,063
総資産 (共通資産配分後)	298,215,457	293,337,439	2,034,389	2,843,628	

■部門別損益計算書（令和5年3月期）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	4,134,973	2,239,413	553,796	276,740	1,064,561	460	
事業費用 ②	1,033,830	325,213	14,681	210,002	434,802	49,130	
事業総利益 (①-②) ③	3,101,142	1,914,200	539,114	66,738	629,758	▲48,670	
事業管理費 ④	2,064,346	979,822	386,896	278,605	371,349	47,672	
（うち減価償却費 ⑤）	(143,499)	(76,592)	(18,790)	(23,701)	(22,756)	(1,657)	
（うち人件費 ⑥）	(1,473,700)	(595,702)	(324,438)	(218,807)	(294,229)	(40,522)	
※うち共通管理費⑦ （うち減価償却費⑧） （うち人件費 ⑨）		293,749 (65,766) (85,088)	83,928 (18,790) (24,311)	10,367 (2,321) (3,003)	98,245 (21,995) (28,458)	7,405 (1,657) (2,145)	▲493,696 (▲110,532) (▲143,006)
事業利益 (③-④) ⑩	1,036,795	934,378	152,217	▲211,866	258,408	▲96,342	
事業外収益 ⑪	97,275	48,596	29,156	2,043	16,253	1,225	
※うち共通分 ⑫		48,596	13,884	1,715	16,253	1,225	▲81,675
事業外費用 ⑬	1,220	725	207	27	242	18	
※うち共通分 ⑭		725	207	25	242	18	▲1,219
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	1,132,850	982,249	181,167	▲209,851	274,419	▲95,135	
特別利益 ⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑱	31,193	18,556	5,301	661	6,206	467	
※うち共通分 ⑲		18,556	5,301	654	6,206	467	▲31,187
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	1,101,657	963,693	175,865	▲210,512	268,213	▲95,603	
営農指導事業分 配賦額 ㉑		23,900	23,900	23,900	23,900	▲95,603	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ (㉑-㉒)	1,101,657	939,792	151,964	▲234,412	244,312		

*⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益 19,012千円、事業費用 19,012千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

（注）1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：事業総利益の割合を基準とした基準
- (2) 営農指導事業：均等法

2. 配賦割合（1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	合 計
共通管理費等	59.5	17.0	2.1	19.9	1.5	100.0
営農指導事業	25.0	25.0	25.0	25.0		100.0

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	307,458,337	295,433,488	22,099	128,431	11,874,318
総資産 (共通資産配分後)	307,458,337	302,498,707	2,040,733	2,918,896	

確 認 書

- 1 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和5年7月25日

あさか野農業協同組合

代表理事組合長

高橋 均 

■会計監査人の監査

2021年度及び2022年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

各種事業の状況

信用事業の状況

注：貸出金には、貸付留保金を控除していません。

貯 金

貯金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流 動 性 貯 金	130,008,201	46.4	137,221,250	48.0	7,213,049
定 期 性 貯 金	149,233,491	53.3	147,820,197	51.7	△1,413,294
そ の 他 の 貯 金	492,120	0.1	452,868	0.1	△39,251
計	279,733,813	100.0	285,494,317	100.0	5,760,503
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	279,733,813	100.0	285,494,317	100.0	5,760,503

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定 期 貯 金	138,974,960	100.0	145,070,947	100.0	6,095,987
うち固定自由金利定期	138,884,884	99.9	144,980,862	99.9	6,095,977
うち変動自由金利定期	90,075	0.0	90,085	0.0	10

注1：固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2：変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

貸 出 金

※貸出金には、貸付留保金を控除していません。

貸出金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付 金	461,591	0.3	259,710	0.1	△201,881
証 書 貸 付 金	149,011,197	99.6	153,721,369	99.7	4,710,172
当 座 貸 越	98,385	0.0	115,897	0.0	17,511
合 計	149,571,175	100.0	154,096,977	100.0	4,525,802

貸出金の金利条件別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	70,511,604	46.8	77,192,359	49.3	6,680,755
変 動 金 利 貸 出	79,949,079	53.1	79,304,221	50.6	△644,858
合 計	150,460,683	100.0	156,496,580	100.0	6,035,897

貸出金の担保別の残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金・積金担保	545,427	0.3	443,109	0.2	△102,318
不動産担保	63,343,552	42.1	71,900,016	45.9	8,556,464
その他の担保	12,402	0.0	10,000	0.0	△2,402
計	63,901,381	42.4	72,353,125	46.2	8,451,743
農業信用基金協会保証	7,944,786	5.2	7,580,643	4.8	△364,143
その他の保証	71,137,362	47.2	68,779,893	43.9	△2,357,469
計	79,082,148	52.5	76,360,536	48.7	△2,721,612
信用	7,477,153	4.9	7,782,919	4.9	305,766
合計	150,460,683	100.0	156,496,580	100.0	6,035,897

貸出金の用途別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	142,230,493	94.5	146,535,526	93.6	4,305,032
運転資金	8,230,190	5.4	9,961,054	6.3	1,730,864
合計	150,460,683	100.0	156,496,580	100.0	6,035,897

業種別の貸出金残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	107,836	0.0	102,622	0.0	△5,214
建設業	0	0.0	0	0.0	0
製造業	0	0.0	0	0.0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0	0
運輸業	0	0.0	0	0.0	0
卸売・小売業	690	0.0	0	0.0	△690
金融・保険業	0	0.0	0	0.0	0
不動産業	6,179,614	4.1	6,797,646	4.3	618,032
教育、学習支援業	59,682	0.0	47,873	0.0	△11,809
サービス業	609,185	0.4	467,992	0.3	△141,193
地方公共団体	4,154,269	2.7	3,775,983	2.4	△378,286
その他	139,349,405	92.6	145,304,462	92.8	5,955,057
合計	150,460,683	100.0	156,496,580	100.0	6,035,897

主要な農業関係の貸出金残高（営農類型別）

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
穀 作	18,262		14,770		△3,492
野菜・園芸	208,482		311,264		102,781
果樹・樹園農業	26,678		22,500		△4,177
養豚・肉牛・酪農	2,126		1,388		△738
その他農業	189,184		175,944		△13,239
合計	444,734		525,867		81,133

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の業種別の貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

主要な農業関係の貸出金残高（資金種類別）

（単位：千円）

種 類	令和4年3月期	令和5年3月期	増 減
	残 高	残 高	
プロパー資金	399,419	488,911	89,492
農業近代化資金	40,202	33,606	△6,596
その他制度資金	5,113	3,350	△1,763
合 計	444,734	525,867	81,133

注1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

有価証券

有価証券の種類別の平均残高と構成比

（単位：千円、%）

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
国 債	3,306,862	24.3	3,418,789	23.8	111,927
地 方 債	1,307,132	9.6	1,231,840	8.5	△75,292
政 府 保 証 債	1,298,572	9.5	1,298,663	9.0	91
社 債 (特別法人債含む)	7,074,732	52.1	7,457,642	52.0	382,910
受 益 証 券	587,982	4.3	927,183	6.4	339,201
合 計	13,575,279	100.0	14,334,115	100.0	758,836

商品有価証券の種類別の平均残高と構成比

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別の残高

令和4年3月期

（単位：千円）

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	1,100,000	1,700,000		300,000	-	3,100,000
地 方 債	100,000	110,000	-	1,100,000	-	1,310,000
政府保証債	-	-	-	1,300,000	-	1,300,000
社 債 (特別法人債含む)	100,000	800,000	1,200,000	3,600,000	1,900,000	7,600,000
受 益 証 券	-	133,560	300,000	-	358,273	791,833
合 計	1,300,000	2,743,560	1,500,000	6,300,000	2,258,273	14,101,833

令和5年3月期

（単位：千円）

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	1,200,000	500,000	-	1,700,000	-	3,400,000
地 方 債	100,000	10,000	-	1,100,000	-	1,210,000
政府保証債	-	-	-	1,300,000	-	1,300,000
社 債 (特別法人債含む)	-	600,000	1,400,000	3,400,000	1,900,000	7,300,000

受益証券	-	-	540,578	-	278,663	819,241
合計	1,300,000	1,110,000	1,940,578	7,500,000	2,178,663	14,029,241

保有有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

【1】有価証券

1 売買目的有価証券

当JAは、令和4年3月期及び令和5年3月期における売買目的有価証券の残高はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

令和4年3月期

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時価	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	2,799,821	2,825,620	25,798	25,798	-
地方債	209,966	211,116	1,149	1,173	△24
政府保証債	-	-	-	-	-
社債	300,687	301,380	692	790	△97
合計	3,310,475	3,338,116	27,640	27,761	△121

令和5年3月期

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時価	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	1,699,967	1,709,890	9,922	9,922	-
地方債	109,999	110,149	149	170	△21
政府保証債	-	-	-	-	-
社債	200,000	199,910	△90	80	△170
合計	2,009,967	2,019,949	9,981	10,172	△191

注1：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3 その他有価証券で時価のあるもの

令和4年3月期

(単位：千円)

種類	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	296,406	309,050	12,643	12,643	-
地方債	1,099,930	1,173,180	73,249	73,269	△20
政府保証債	1,298,662	1,384,880	86,217	86,217	-
社債 (特別法人債含む)	7,197,921	7,188,339	△9,582	42,438	△52,020
受益証券	791,832	784,810	△7,022	8,345	△15,368
合計	10,684,753	10,840,259	155,505	222,914	△67,408

令和5年3月期

(単位：千円)

種類	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
国債	1,692,821	1,679,550	△13,271	15,872	△29,143
地方債	1,099,935	1,117,460	17,524	33,864	△16,340
政府保証債	1,298,752	1,325,370	26,617	43,742	△17,125
社債 (特別法人債含む)	7,098,412	6,844,876	△253,536	3,630	△257,166
受益証券	819,240	783,430	△35,810	9,282	△45,093
合計	12,009,162	11,750,686	△258,476	106,392	△364,868

注1：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

4 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
当JAは、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で、時価のあるものはありません。

5 市場価格のない株式等の主な内容と貸借対照表計上額

(単位:千円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
満期保有目的の債券	-	-
小会社・子法人及び関連法人株式・子会社株式	-	-
その他有価証券 非上場株式 買入金銭債権	10,569	10,569

【2】 金銭の信託

当JAは、運用目的・満期保有目的・その他の金銭の信託にかかる契約はありません。

【3】 預かり資産の状況

①投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位:千円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	250,952	390,016

②残高有り投資信託口座数

	令和5年3月期
残高有り投資信託 口座数	167

農協法に基づく開示債権の状況及び

金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

令和4年3月期

(単位:千円)

債権区分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	508,542	508,542	-	508,542
危険債権	120,827	120,827	-	120,827
要管理債権	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-
小計	629,369	629,369	-	629,369
正常債権	146,107,450			
合計	146,736,820			

令和5年3月期

(単位:千円)

債権区分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	437,631	437,631	-	437,631
危険債権	115,915	115,915	-	115,915
要管理債権	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-
小計	553,546	553,546	-	553,546
正常債権	156,066,734			
合計	156,620,280			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：千円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般 貸倒引当金	令和4年3月期	455,521	442,844	-	455,521	442,844
	令和5年3月期	442,844	448,843	-	442,844	448,843
個別 貸倒引当金	令和4年3月期	-	-	-	-	-
	令和5年3月期	-	-	-	-	-
合計	令和4年3月期	455,521	442,844	-	455,521	442,844
	令和5年3月期	442,844	448,843	-	442,844	448,843

注1：貸倒引当金は、信用事業に係る引当金ですので、貸借対照表の残高とは異なります。

注2：個別貸倒引当金とは、自己査定に基づき、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分した債務者に係る貸出金について、所定の担保等処分可能見込額（保証による回収可能額を含む。）を、債権現在額から控除した残額を計上したものです。

また、一般貸倒引当金は、前記以外の債権について、過去の一定期間の貸倒実績率を乗じて計上したものです。

貸出金償却額

(単位：千円)

種類	令和4年3月期	令和5年3月期
貸出金償却額	-	-

参考 <金融再生法による開示債権及びリスク管理債権のイメージ図>

<自己査定債務者区分>

<金融再生法債務者区分>

<リスク管理債権>

対象債権	信用事業総与信			信用事業総与信			信用事業総与信		
	貸出金	その他の債権	信用事業以外の信与	貸出金	その他の債権	信用事業以外の信与	貸出金	その他の債権	信用事業以外の信与
	破綻先			破産更生債権及びこれらに準ずる債権			破綻先債権		
	実質破綻先			危険債権			延滞債権		
	破綻懸念先			要管理債権			3ヵ月以上延滞債権		
要注意先	要管理先			正常債権			貸出条件緩和債権		
	その他要注意先								
	正常先								

- 破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
 - i 3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
 - ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●信用事業総与信に含まれる「その他の債権」とは信用未収利息・信用仮払金・債務未返勘定などが該当します。

- 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化され、リスク管理債権の範囲や債券の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました（令和4年3月31日施行）。

内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和4年3月期		令和5年3月期	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	28	207	31	213
	金額	48,274,160	90,579,849	49,696,119	93,972,209
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	0	0	0	0
	金額	11,392,055	10,174,844	13,274,926	12,370,413
合 計	件数	29	207	32	213
	金額	59,666,215	100,754,693	62,971,046	106,342,622

信用事業関連経営指標

利益総括表

(単位：千円、%)

種 類	令和4年3月期	令和5年3月期	増 減
資 金 運 用 収 支	2,003,338	2,123,335	119,996
資金運用収益	2,014,627	2,134,705	120,078
資金運用費用	11,288	11,370	81
役 務 取 引 等 収 支	36,537	35,459	△1,077
役務取引等収益	49,323	47,862	△1,460
役務取引等費用	12,785	12,402	△382
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△245,942	△244,594	1,347
その他信用事業収益	32,488	56,845	24,357
その他信用事業費用	278,430	301,440	23,009
信 用 事 業 粗 利 益	1,793,934	1,914,200	120,266
信 用 事 業 粗 利 益 率	0.62	0.65	0.03
事 業 粗 利 益	3,231,349	3,369,274	137,924
事 業 粗 利 益 率	1.09	1.11	0.02
事 業 純 益	1,109,456	1,298,890	189,434
実 質 事 業 純 益	1,109,456	1,304,927	195,471
コ ア 事 業 純 益	1,107,806	1,323,598	215,792
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,107,806	1,309,025	201,219

(注) 1. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）
－信用事業費用（その他経常費用を除く。）
＋金銭の信託見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益＝事業総利益

－信用事業に係るその他経常収益
－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用
＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金
＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

3. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

4. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

5. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

6. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和4年3月期			令和5年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	285,881,436	1,980,154	0.69	292,178,855	2,095,204	0.71
うち貸出金	147,203,353	1,265,738	0.86	148,707,473	1,281,410	0.86
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	13,630,962	126,136	0.92	14,337,968	143,075	0.99
うちコールローン	-	-	-	-	-	-
うち買入手形	-	-	-	-	-	-
うち預 金	125,047,121	588,278	0.47	129,133,414	670,718	0.51
資金調達勘定	279,759,298	11,288	0.00	285,511,003	11,370	0.00
うち貯金・定積	279,753,337	11,288	0.00	285,506,976	11,370	0.00
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	5,961	-	-	4,027	-	-
総資金利ざや			0.33			0.37

注：総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定平均残高（貯金＋定期積金＋借入金）×100

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年3月期 増 減 額	令和5年3月期 増 減 額		令和4年3月期 増 減 額	令和5年3月期 増 減 額
受 取 利 息	△1,453	115,050	支 払 利 息	△ 24,957	81
うち貸出金	△30,938	15,671	うち貯金・定積	△ 24,957	81
うち商品有価証券	-	-	うち譲渡性貯金	-	-
うち有価証券	8,990	16,939	うち借入金	-	-
うちコールローン	-	-			
うち買入手形	-	-	差 引	△23,503	114,968
うち預 金	20,494	82,439			

注：増減額は、前年度対比です。

共済事業の状況

長期共済新契約高と保有契約高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期				令和5年3月期				
	新契約高		保有契約高		新契約高		保有契約高		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	255	1,406,394	3,997	43,895,217	186	1,601,527	4,090	43,087,981
	定期生命共済	1	100,000	60	1,398,400	3	30,000	61	1,419,700
	養老生命共済	115	451,930	4,354	33,400,647	93	298,000	4,113	30,144,293
	うちこども共済	(88)	230,900	2,194	10,700,352	(80)	211,000	2,185	10,110,652
	医療共済	259	3,000	3,087	683,950	354	33,000	3,224	618,450
	がん共済	14		862	268,500	5		839	260,500
	定期医療共済			588	835,100			547	764,800
	介護共済	26	87,060	825	986,354	22	116,795	828	1,092,760
	認知症共済					27		27	
	生活障害共済	72		240		67		294	
	特定重度疾病共済	88		154		105		257	
	年金共済	106		2,252	88,000	94		2,292	88,000
建物系	建物共済	981	31,390,070	11,563	308,823,642	887	31,483,270	11,403	315,183,862
合 計		1,917	33,438,454	27,982	390,379,811	1,843	33,562,593	27,975	392,660,347

注 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を掲載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期				令和5年3月期			
	新契約高		保有高		新契約高		保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医療共済	-	20	-	15,287	-	13	-	14,140
	259	42,840	3,087	44,550	354	63,106	3,224	110,580
がん共済	14	75	862	6,007	5	31	839	5,828
定期医療共済	-	-	588	3,138	-	-	547	2,913
合 計	-	95	-	24,432	-	44	-	22,881
	273	42,840	4,537	44,550	359	63,106	4,610	110,580

注 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、医療共済と合計は上段に入院共済金額及び下段に治療共済金額、がん共済と定期医療共済は入院共済金額を表示しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	110,192	1,182,542	149,913	1,321,290
認知症共済	-	-	89,400	89,400
生活障害共済 (一時金型)	223,000	461,900	129,000	586,400
生活障害共済 (定期年金型)	59,500	132,200	61,300	187,300
特定重度疾病共済	186,000	346,500	204,500	548,000

注 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有額

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期				令和5年3月期			
	新契約高		保有高		新契約高		保有高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年金開始前	106	89,652	1,630	1,192,911	94	92,137	1,665	1,243,571
年金開始後			622	558,840			627	543,144
合 計	106	89,652	2,252	1,751,751	94	92,137	2,292	1,786,716

注 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保障年金額）を表示しています。

短期共済契約高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期			令和5年3月期		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	2,245	41,337,850	36,387	2,154	39,825,360	36,714
自 動 車 共 済	5,232		220,793	5,139		214,649
傷 害 共 済	1,569	5,202,100	2,222	3,631	13,626,600	2,148
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	9	36,000	167	9	36,000	172
賠 償 責 任 共 済	481		1,289	500		1,832
自 賠 責 共 済	1,319		24,015	1,229		22,089
合 計	10,855		284,876	12,662		277,607

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

共済契約者数・被共済者数

(単位：人)

種 類	令和4年3月期				令和5年3月期			
	共済契約者数		被共済者数		共済契約者数		被共済者数	
	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数
終 身 共 済	33	2,990	61	3,144	17	3,017	31	3,167
定期生命共済	1	53	-	56	-	53	-	57
養老生命共済	7	1,663	5	1,796	4	1,499	4	1,612
こ ども 共 済	25	1,375	76	1,929	18	1,373	70	1,923
医 療 共 済	8	2,288	10	2,855	22	2,379	35	2,987
	2	689	1	761	-	683	-	749
		491		588		459		547
医療系計	10	2,869	11	3,602	22	2,931	35	3,694
介 護 共 済	-	476	2	487	-	484	1	496
認 知 症 共 済						25		27
生 活 障 害 共 済	-	160	1	175	1	210	5	229
特 定 重 度 疾 病 共 済	3	128	7	146	7	220	15	247
生命総合共済 小計 (年金共済を除く)	79	6,344	163	7,944	69	6,264	161	7,880
年 金 共 済	53	1,922	54	1,928	37	1,956	37	1,962
生命総合共済 合計	132	7,238	217	8,848	106	7,168	198	8,788
建 物 更 生 共 済	55	4,951			42	4,896		
自 動 車 共 済	105	3,169			81	3,132		
總 合 計	292	11,654			229	11,512		

(注) 共済契約者が複数の共済を契約した場合、契約者数（被共済者）の合計等が一致しないことがあります。

購買事業の状況

購買品目別取扱高

生産資材の取扱高

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		
	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
生産資材	肥料	69,707	10,016	90,915	17,200
	農薬	59,815	8,746	62,482	10,838
	飼料	2,200	303	2,226	305
	包装資材	73,691	9,485	71,968	10,419
	農業機械	27,995	2,854	29,129	3,541
	その他	21,776	86	22,340	94
	小計	255,186	31,492	279,062	42,399

生活資材の取扱高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期		令和5年3月期		
	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
生活物資	食品	292,788	45,766	317,076	60,326
	衣料品	2,917	461	2,010	339
	日用保健雑貨用品	101,805	7,575	99,150	9,387
	催事関連	278,125	73,603	328,592	79,432
	その他	3,175	439	5,128	338
	小計	678,812	127,846	751,958	149,823
購買品取扱高合計	933,999	159,338	1,031,020	192,223	

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

販売事業の状況

受託品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期	令和5年3月期
米	2,253	1,853
雑穀	266	96
野菜	253,509	250,304
果実	9,199	10,455
花き・花木	111,247	109,893
畜産物	91,278	90,017
直売品	155,201	166,545
合計	622,956	629,166

買取品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期	令和5年3月期
米	17,626	19,012
合計	17,626	19,012

その他事業の状況

指導事業収支

(単位：千円)

区 分	令和4年3月期	令和5年3月期
補 助 金	256	261
実 費 収 入	204	199
収 入 計	461	460
営 農 改 善 費	14,723	14,109
生 活 改 善 費	2,367	2,964
組 織 活 動 費	17,684	17,835
相 談 活 動 費	3,255	3,256
教 育 情 報 費	16,245	10,820
その他指導費用	70	145
支 出 計	54,347	49,130
差 引	△53,886	△48,670

保管事業取扱高

(単位：千円)

種 類		令和4年3月期	令和5年3月期
収 益	保 管 料	36	38
	検 査 手 数 料	118	108
	そ の 他 の 収 益	11	7
	小 計	166	154
費 用	そ の 他 の 費 用	75	7
	小 計	75	7
差 引		90	146

利用事業取扱高

(単位：千円)

種 類	令和4年3月期	令和5年3月期
宅 配 便 利 用 料	1,329	1,362
農 機 具 利 用 料	54	49
合 計	1,384	1,411

宅地等供給事業取扱高

宅地等供給事業

(単位：千円)

区 分	令和4年3月期	令和5年3月期
土 地	10,326,530	6,183,095

施主代行方式による建物等の取扱

(単位：千円)

区 分	令和4年3月期	令和5年3月期
建 物	1,110,742	4,448,167
そ の 他	342,368	237,406

経営諸指標

利益率

区 分	令和4年3月期	令和5年3月期
総資産経常利益率	0.30%	0.37%
資本経常利益率	5.24%	6.47%
総資産当期純利益率	0.22%	0.27%
資本当期純利益率	3.75%	4.76%

※ 総資産経常利益率＝経常利益/総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100
 資本経常利益率＝経常利益/純資産勘定平均残高×100
 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100
 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）/純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

（単位：千円、％）

項 目		令和4年3月期	令和5年3月期	増 減
貯金・積金期末残高 (A)		279,242,668	288,055,096	8,812,428
貸出金期末残高 (B)		146,639,931	150,921,667	4,281,735
貯貸率	期末 (B/A)	52.5	52.3	△0.2
	期中平均	53.4	52.0	△1.4

有価証券期末残高 (C)		14,150,735	13,760,653	△390,081
貯証率	期末 (C/A)	5.0	4.7	△0.3
	期中平均	4.8	5.0	0.2

※ 貯貸率（期 末）＝貸出金残高/貯金残高×100
 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 貯証率（期 末）＝有価証券残高/貯金残高×100
 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高/貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和4年 3月期	令和5年 3月期
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	17,176,992	17,904,793
うち、出資金及び資本準備金の額	862,531	852,614
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	16,409,544	17,149,193
うち、外部流出予定額 (△)	93,246	94,423
うち、上記以外に該当するものの額	△1,836	△2,591
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	443,082	449,057
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	443,082	449,057
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,620,075	18,353,851
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,761	1,625
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,761	1,625
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	131,524	124,008
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-

(注)

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	133,285	125,634
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	17,486,790	18,228,216
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	145,488,222	134,554,677
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,760,344	5,909,694
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスクアセット等の額の合計額 (ニ)	151,248,567	140,464,372
自己資本比率	-	-
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.56%	12.97%

1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和4年3月期			令和5年3月期		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	522,543	0	0	586,245	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,099,816	0	0	3,396,222	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,469,991	0	0	4,991,284	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	1,602,727	30,008	1,200	1,602,855	30,012	1,200
地方三公社向け	200,613	40,122	1,604	200,613	40,122	1,604
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	125,061,474	25,012,294	1,000,491	130,128,957	26,025,791	1,041,031
法人等向け	5,241,859	3,773,845	150,953	5,312,590	3,792,448	151,697
中小企業等向け及び個人向け	74,099,824	55,011,778	2,200,471	71,854,341	36,341,843	1,453,673
抵当権付住宅ローン	45,157,109	15,425,202	617,008	45,705,975	15,653,591	626,143
不動産取得等事業向け	12,121,385	11,958,097	478,323	16,521,034	16,331,047	653,241
三月以上延滞等	0	0	0	18,463	27,695	1,107
取立未済手形	-	-	-	22,379	4,475	179
信用保証協会等保証付	7,949,774	784,893	31,395	7,585,454	749,758	29,990
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	517,584	517,584	20,703	517,584	517,584	20,703
(うち出資等のエクスポージャー)	517,584	517,584	20,703	517,584	517,584	20,703
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	16,484,069	32,448,354	1,297,934	18,730,051	34,531,430	1,381,257
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3,807,281	9,518,202	380,728	3,707,140	9,267,851	370,714
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	6,857,940	17,144,850	685,794	6,857,940	17,144,850	685,794
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連	-	-	-	-	-	-

	調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー						
	(うち上記以外のエクスポージャー)	5,818,848	5,785,302	231,412	8,164,971	8,118,728	324,749
証券化		-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		791,832	486,038	19,441	891,240	508,875	20,355
	(うちルックスルー方式)	791,832	486,038	19,441	891,240	508,875	20,355
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		298,320,608	145,488,222	5,819,528	307,993,296	134,554,677	5,382,187
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a			a×4%	a`		a'×4%
		5,760,344		230,413		18,228,216	729,128
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計			所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
	a			a×4%	a`		a'×4%
		151,248,567		6,049,942		134,554,677	5,382,187

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

	令和4年3月期				令和5年3月期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
		貸出金等	債券			貸出金等	債券		
国内	297,528,775	150,553,222	13,233,139	0	307,174,055	156,620,027	13,228,767	0	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	297,528,775	150,553,222	13,233,139	0	307,174,055	156,620,027	13,228,767	0	
法人	農業	107,869	107,869	-	-	102,650	102,650	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	6,485,569	6,184,854	300,715	-	7,104,594	6,803,879	300,715	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,705,094	-	1,705,094	-	1,805,986	-	1,805,986	-
	運輸・通信業	2,405,471	-	2,405,271	-	2,203,978	-	2,203,778	-
	金融・保険業	136,120,585	-	3,807,281	-	141,087,927	-	3,707,140	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	820,515	609,956	200,088	-	678,622	468,065	200,088	-
	日本国政府・地方公共団体	8,569,808	4,157,810	4,411,997	-	8,387,507	3,779,140	4,608,366	-
	上記以外	819,923	304,207	402,691	-	977,010	461,294	402,691	-
個人	139,188,523	139,188,523	-	0	145,004,996	145,004,996	-	0	
その他	1,305,414	-	-	-	△179,220	-	-	-	
業種別残高計	297,528,775	150,553,222	13,233,139	0	307,174,055	156,620,027	13,228,767	0	
1年以下	125,405,876	345,196	1,382,781		124,692,283	2,033,104	1,301,245		
1年超3年以下	5,185,948	3,183,729	2,002,218		10,074,519	1,473,315	801,203		
3年超5年以下	2,537,157	2,026,406	510,750		2,799,633	2,489,184	310,448		
5年超7年以下	3,393,626	3,092,536	301,089		2,941,140	2,238,030	703,109		
7年超10年以下	5,123,470	4,220,509	902,961		7,150,753	6,448,381	702,372		
10年超	143,496,943	137,187,131	6,309,812		149,288,477	141,781,640	7,506,836		
期間の定めのないもの	12,385,753	497,711	1,903,525		10,227,248	156,369	1,903,549		
残存期間別残高計	297,528,775	150,553,222	13,233,139		307,174,055	156,620,027	13,228,767		

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和4年3月期					令和5年3月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	455,781	443,082	-	455,781	443,082	443,082	449,057	-	443,082	449,057
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分	令和4年3月期						令和5年3月期					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和4年3月期			令和5年3月期		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0%	-	9,092,352	9,092,352	-	8,973,752	8,973,752
	リスク・ウエイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウエイト10%	-	9,552,502	9,552,502	-	9,188,310	9,188,310
	リスク・ウエイト20%	123,757,897	1,504,190	125,262,088	129,157,933	1,194,017	130,351,950
	リスク・ウエイト35%	-	45,157,109	45,157,109	-	45,705,975	45,705,975
	リスク・ウエイト50%	2,910,145	-	2,910,145	3,009,765	-	3,009,765
	リスク・ウエイト75%	-	74,099,824	74,099,824	-	71,854,341	71,854,341
	リスク・ウエイト100%	2,331,713	18,457,818	20,789,531	2,302,825	25,203,589	27,506,414
	リスク・ウエイト150%	-	-	-	-	18,463	18,463
	リスク・ウエイト250%	-	10,665,221	10,665,221	-	10,565,080	10,565,080
その他	-	925,117	925,117	-	944,875	944,875	
リスク・ウエイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		128,999,756	169,454,136	298,453,893	134,470,524	173,648,407	308,118,931

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

また、貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年3月期		令和5年3月期	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,302,644	-	1,302,735
地方三公社向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	21,177	790,090	33,335	31,769,895
抵当権住宅ローン	26,795	-	20,838	31,325
上記以外	13,892	-	14,103	1,368
合 計	61,864	2,092,735	68,277	33,105,324

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「3 ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
その他	7,375,524	7,375,524	7,375,524	7,375,524
合計	7,375,524	7,375,524	7,375,524	7,375,524

- ③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません。
- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当する取引はありません。
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	791,832	819,240
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、リスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、IRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.24 年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
 $\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$
算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとに ALM 委員会及び理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,447	3,139	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	12	0
3	スティープ化	3,190	2,963		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	3,447	3,139	12	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	18,228		17,486	

- ・ 「金利リスクに関する事項」については、平成 19 年金融庁・農水省告示第 4 号（平成 31 年 2 月 18 日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。
- ・ 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・ 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I） ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II） ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目 ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

J A あさか野の沿革（あゆみ）

- 平成 10 年 10 月 1 日 あさか野農業協同組合発足
朝霞地区5農協（朝霞市農協、新座市農協、志木農協、内間木農協、宗岡農協）の合併によりJ A あさか野が誕生。
- 平成 11 年 9 月 1 日 志木・宗岡地区の経済事業の新たな拠点がスタート
志木支店の経済倉庫の老朽化に伴い、配送の効率化とコストの低減を図るべく宗岡支店へ倉庫・配送機能の集約を図る。
- 平成 12 年 8 月 1 日 第 1 回夏休み子ども村を開催
子どもたちが自然とふれあい、集団生活の中で自主性、協調性等を養う機会として長野県白馬村において2泊3日にて実施する。
- 平成 12 年 9 月 27 日 訪問介護員（2 級課程）養成研修を開講
地域での高齢者福祉活動の強化を図るため、訪問介護員養成研修会を開講し37名の2級ホームヘルパーが誕生。地元女性部等の協力も仰ぎミニデイサービスの取組みを開始する。
- 平成 13 年 4 月 1 日 あさか野農協葬祭センター設置
葬祭事業の新たな拠点が朝霞支店の経済店舗2階にオープン。体制整備により新たな事業展開をめざす。
- 平成 13 年 7 月 27 日 監査体制の充実強化
農協法施行令の改正を受け、第3回通常総会において定款変更を行い、常勤監事制を採用し、監査体制の強化を図る。
- 平成 13 年 9 月 1 日 内間木経済配送センター設置
朝霞、志木地区の経済事業の拠点として新たなスタートをきる。段階的な体制整備により、更なる効率化をめざす。
- 平成 14 年 1 月 18 日 宗岡支店新装オープン
県道拡幅工事に伴い宗岡支店店舗を新築し新たに営業を開始。
- 平成 14 年 6 月 14 日 学識経験理事の登用
第4回通常総会において役員の改選が行われ、新たに学識経験理事の登用により業務執行体制の強化をすすめる。
- 平成 14 年 10 月 1 日 片山経済配送センター設置
新座地区の経済事業の拠点として新たなスタートをきる。
- 平成 15 年 4 月 1 日 J A あさか野ライフサービス名称変更
葬祭センターの1階事務所（旧朝霞支店経済店舗）をショールームとし、名称を「J A あさか野ライフサービス」に改め、慶事への対応も開始する。また、葬儀の自主施行にも積極的に取組み、さらなる事業の拡大をめざす。
- 平成 15 年 12 月 10 日 ホームページ開設
地域への情報発信をすすめるため新たに開設する。
- 平成 15 年 12 月 13 日 第 1 回 J A まつりを開催
合併5周年記念行事として新座市農業振興協議会との共催により開催し、管内で生産される安心・安全な農産物やJ A 事業を地域の皆さまに広く紹介する。

- 平成 16 年 3 月 27 日 人形供養祭を開催
地域への貢献と J A あさか野ライフサービスの知名度アップを図るため、地域の皆さまのご家庭で不要となった人形やぬいぐるみの供養祭を行う。
- 平成 18 年 4 月 27 日 「防犯のまちづくりに関する協定」を締結
平成 18 年 2 月 23 日新座市、新座警察署、4 月 27 日朝霞市、志木市、和光市、朝霞警察署と J A が、それぞれ地域における「防犯のまちづくりに関する協定」を締結し、地域防犯の強化を図る。
- 平成 18 年 5 月 7 日 休日ローン相談会を開始
毎週日曜日に本店において、休日ローン相談会を開始する。
- 平成 19 年 4 月 22 日 休日年金相談会を開始
毎月第 4 日曜日に社会保険労務士による年金相談会を開始する。
- 平成 19 年 10 月 1 日 「新生あさか野農業協同組合」誕生
あさか野農業協同組合と和光農業協同組合が合併し、新・あさか野農業協同組合が誕生する。
- 平成 19 年 12 月 22 日 和光農産物直売センターオープン
和光支店敷地内に地産地消を目的に和光農産物直売センターを開設する。
- 平成 20 年 10 月 1 日 総合相談センターオープン
組合員の営農・資産を守るため資産活用・相続対策等の相談業務体制の強化を図るため総合相談センターを開設する。
- 平成 21 年 1 月 27 日 年金友の会設立
会員相互のコミュニケーションを深めるため、年金受給者で構成される「年金友の会」を支店ごとに設立する。
- 平成 21 年 6 月 20 日 新座農産物直売センターオープン
新座市野火止に地域農産物の販路拡大、及び地域消費者への安全・安心な農産物の提供を目的に、新座農産物直売センターを開設する。
- 平成 22 年 7 月 6 日 共済友の会を設立
会員相互の親睦を図るため共済友の会を支店ごとに設立する。
また、8 月 6 日には長期共済新契約 50 年連続目標達成する。
- 平成 22 年 6 月 7 日 J A 版農業電子図書館導入
片山・内間木経済配送センターに病害虫や雑草、農薬などに関する情報やくらしの情報等簡単に検索できるタッチパネル式情報端末「J A 版農業電子図書館」を設置する。
- 平成 23 年 11 月 5 日 新座農産物直売センター愛称発表式典を開催
新座農産物直売センター愛称「とれたて畑」の発表式典を開催する。
- 平成 24 年 1 月 24 日 J A あさか野女性部設立総会を開催
女性による組合活動が積極的に展開され、活力ある地域社会を築くため、J A あさか野女性部を設立する。

- 平成 24 年 11 月 1 日 新座農産物直売センター開所式（ふるさと新座館 1 階）
新座農産物直売センター「とれたて畑」は、ふるさと新座館へ移転し新装オープンいたしました。
- 平成 25 年 9 月 7 日 「こしの逸品」販売開始
管内で栽培した特別栽培米の愛称を「こしの逸品」とし、販売を開始しました。
- 平成 26 年 2 月 21 日 「志木市高齢者ホッとあんしん見守りシステム」の協定を志木市と締結
志木支店と宗岡支店は、高齢者が家族と地域社会から孤立することを防止するとともに日常生活における問題を早期発見することなどを目的とする「志木市高齢者ホッとあんしん見守りシステム」の協定を志木市と締結しました。
- 平成 26 年 4 月 26 日 支店等再編整備計画組合員説明会を開催
各支店にて、組合員の課題への対応強化等を目的とした支店等再編整備についての組合員説明会を開催しました。（4 月～5 月 計 20 回）
- 平成 26 年 5 月 28 日 「農業改革に関する意見」等に対する要請書を提出
規制改革会議・農業WGの「農業改革に関する意見」に対する要請書を国会議員に提出し、また 11 月～12 月に、「農協改革」に関する要請書を、管内 4 市市長等、国会議員に提出いたしました。
- 平成 26 年 10 月 20 日 資産管理部会連絡協議会設立総会を開催
資産の有効活用と健全な資産管理等を目的に、管内 4 市で各地区資産管理部会を設立し、資産管理部会連絡協議会設立総会を開催いたしました。
- 平成 27 年 11 月 30 日 新・志木支店オープン
JA が協同組織かつ地域金融機関として将来にわたり優良なサービスや商品を組合員に提供していくため、自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、志木地区の旧志木支店と旧宗岡支店を統合し、新たな支店として志木支店を開設いたしました。
- 平成 28 年 2 月 3 日 支店等再編整備計画組合員説明会を開催
各支店にて、本店の移転等を含めた支店等再編整備計画についての組合員説明会を開催しました。（2 月 計 4 回）
- 平成 28 年 3 月 10 日 本店の移転について等の臨時総会を開催
本店にて、支店等再編整備計画に基づく、本店の移転について等の臨時総会を開催いたしました。
- 平成 28 年 8 月 17 日 農協改革説明会・座談会を開催
平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正農協法への対応及び、農業者の所得増大に向けた農協改革の全体像と当 JA 自己改革の方針について、8 月、9 月に各地区の組合員に対して計 30 回開催しました。
- 平成 28 年 8 月 19 日 JA 世田谷目黒と友好組合協定を締結
JA あさか野では、相続相談への対応を強化すべく、先進 JA である東京都の JA 世田谷目黒に職員を出向させています。両組合はより一層の役職員の交流や知識・情報の共有化を図り安定した経営基盤を確立すること及び、災害時などの不測の事態には互いに助け合うことを盛り込んだ友好組合協定を締結いたしました。

- 平成 28 年 12 月 2 日 **J A あさか野女性部フレッシュミズ部会発足式を開催**
若い世代の農家の女性と食や農業に関心のある女性で構成する女性部の新たな組織フレッシュミズ部会を発足いたしました。
- 平成 28 年 12 月 5 日 **J A あさか野青年部設立総会を開催**
50 歳未満の農業後継者を中心に更なる地域農業の発展を目指して、青年部を設立し、青年部設立総会を開催いたしました。
- 平成 28 年 12 月 7 日 **定款附属書役員選任規程の一部変更についての臨時総会を開催**
本店にて、改正農協法の施行に伴い、役員候補者推薦委員の選出区域を変更するため、定款附属書役員選任規程の一部変更についての臨時総会を開催いたしました。
- 平成 29 年 6 月 2 日 **新座地区支店等再編整備計画組合員説明会を開催**
新座市管内の各支店にて、新座地区支店等再編整備計画についての組合員説明会を開催しました。(6 月 計 6 回)
- 平成 30 年 10 月 21 日 **J A あさか野合併 20 周年記念式典・祝賀会を開催**
平成 30 年 10 月 1 日に合併 20 周年を迎え、ホテルオークラ東京にて、合併 20 周年記念式典・祝賀会を開催しました。
- 平成 31 年 2 月 12 日 **新・本店、朝霞支店、経済配送センターオープン**
自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、本店の移転、旧朝霞支店と旧内間木支店の統合、旧片山経済配送センターと旧内間木経済配送センターを統合し、新たに本店、朝霞支店、経済配送センターを開業いたしました。
- 令和元年 8 月 13 日 **新座支店オープン**
自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、「新座大和田支店・片山支店・野寺支店・西堀支店」を統合し、新たに「新座支店」を開業いたしました。
- 令和 2 年 12 月 19 日 **和光農産物直売センター開所式（和光市民文化センター展示棟地下一階）**
和光農産物直売センターは「和光市役所管内」へ移転し、新装オープンいたしました。
- 令和 5 年 6 月 2 日 **新・和光支店グランドオープン**
自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、和光支店を建替え、グランドオープンいたしました。

店舗等一覧

新 座 市

野 火 止 支 店	新座市野火止 5-7-22	048-478-5500	ATM2台 (内1台 店舗内ATM)
新 座 支 店	新座市本多 1-11-1	048-478-1017	ATM2台
総合相談センター	新座市野火止 5-7-22	048-489-1200	
新座農産物直売センター	新座市野火止 6-1-48 (ふるさと新座館内)	048-483-7200	

朝 霞 市

本 店	朝霞市大字溝沼 466	048-451-1122	
朝 霞 支 店	朝霞市大字溝沼 466	048-461-0032	ATM2台
経済配送センター	朝霞市大字溝沼 466	048-451-1133	
JAあさか野ライフサービス	朝霞市本町 1-7-5	048-450-5252	

志 木 市

志 木 支 店	志木市中宗岡 1-4-41	048-471-0011	ATM2台 (内1台 店舗内ATM)
---------	---------------	--------------	-----------------------

和 光 市

和 光 支 店	和光市丸山台 1-7-9	048-461-2113	ATM2台
和光農産物直売センター	和光市広沢 1-5 (和光市民文化センター展示棟地下1階)	048-461-0850	

開示項目一覧

農業協同組合法施行規則第 204 条	ページ		ページ
1 業務の運営の組織	20	(5) 主要な農業関係の貸出実績	51
2 理事、監事の氏名及び役職名	21	(6) 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	51
3 会計監査人の氏名及び名称	21	(7) 貯貸率の期末値及び期中平均値	63
4 事務所の名称及び所在地	81	【有価証券に関する指標】	
5 組合の主要な業務の内容	25	(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分)の平均残高	52
6 直近の事業年度における事業の概況	33	(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	52
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	34	(3) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	52
(1) 経常収益(農業協同組合にあっては、第 143 条第 2 項第 1 号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)		(4) 貯証率の期末値及び期中平均値	63
(2) 経常利益又は経常損失		9 組合の業務の運営に関する事項	12
(3) 当期剰余金又は当期損失金		(1) リスク管理の体制	
(4) 出資金及び出資口数		(2) 法令遵守の体制	
(5) 純資産額		(3) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	
(6) 総資産額		10 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(7) 貯金等残高		(1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	35
(8) 貸出金残高		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	54
(9) 有価証券残高		① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	
(10) 単体自己資本比率		② 危険債権に該当する貸出金	
(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額		③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
(12) 職員数		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(13) 保有契約高		⑤ 正常債権に該当する貸出金	
8 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項		(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況	64
【主要な業務の状況を示す指標】		(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	53
(1) 事業粗利益及び事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	57	① 有価証券	
(2) 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	57	② 金銭の信託	
(3) 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	58	③ デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く)	
(4) 受取利息及び支払利息の増減	58	④ 金融等デリバティブ取引(法第 10 条第 13 号に規定する金融等デリバティブ取引)	
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	63	⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引(法第 10 条第 6 項第 15 号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引)	
(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	63	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
【貯金に関する指標】		(6) 貸出金償却の額	55
(1) 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	50	(7) 会計監査人の監査	49
(2) 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	50		
【貸出金等に関する指標】			
(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	50		
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	50		
(3) 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	51		
(4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	51		

ディスクロージャーとは...

ディスクロージャーとは、企業の信頼性を増し、出資者（組合員）をはじめ一般の方々にも安心して事業をご利用いただくために、財務内容や経営内容を公開することです。

J Aにおいても、信用事業等の業務範囲の拡大に伴い、経営や財務に関する情報の開示を通じ、J Aの運営の健全性をご判断いただくために、ここに開示いたします。

この冊子が、J Aの事業内容や経営・財務内容をより深くご理解いただく糧となるとともに、皆さま方とJ Aとのパイプ役となりお役に立つことを願っております。

本ディスクロージャーについての

お問い合わせは

J Aあさか野 企画管理部 管理課

TEL.048-451-1122

Eメールアドレス：info_001@ja-asakano.or.jp

ホームページアドレス：https://www.ja-asakano.or.jp



2023年 DISCLOSURE

令和5年7月制作

JAあさか野（あさか野農業協同組合）

〒351-0023 朝霞市大字溝沼 466 番地

TEL. 048-451-1122（代表）

【JAあさか野】ホームページ

<https://www.ja-asakano.or.jp>